

平成 27 年 9 月 佐川町議会定例会会議録（第 2 号）

招集年月日 平成 27 年 9 月 7 日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成 27 年 9 月 7 日 午前 9 時宣告（第 4 日）

応 招 議 員	1 番	下川	芳樹	2 番	坂本	玲子	3 番	邑田	昌平
	4 番	森	正彦	5 番	片岡	勝一	6 番	松浦	隆起
	7 番	岡村	統正	8 番	中村	卓司	9 番		
	10 番	永田	耕朗	11 番	西村	清勇	12 番	今橋	壽子
	13 番	徳弘	初男	14 番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出 席 議 員	1 番	下川	芳樹	2 番	坂本	玲子	3 番	邑田	昌平
	4 番	森	正彦	5 番	片岡	勝一	6 番	松浦	隆起
	7 番	岡村	統正	8 番	中村	卓司	9 番		
	10 番	永田	耕朗	11 番	西村	清勇	12 番	今橋	壽子
	13 番	徳弘	初男	14 番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	片岡 雄司
副 町 長	村田 豊昭	教 育 次 長	吉野 広昭
教 育 長	川井 正一	産業建設課長兼農業委員会事務局長	渡辺 公平
会計管理者	真辺 美紀	健康福祉課長	岡崎 省治
総 務 課 長	横山 覚	町 民 課 長	麻田 正志
税 務 課 長	田村 秀明	国土調査課長	廣田 郁雄
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局長	片岡 博彦

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成 2 7 年 9 月 佐川町議会定例会議事日程〔第 2 号〕

平成 2 7 年 9 月 7 日 午前 9 時開議

日程第 1 一 般 質 問

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 人です。
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
日程第 1、一般質問を行います。
一般質問は、通告順とします。
6 番、松浦隆起君の発言を許します。

6 番（松浦隆起君）

おはようございます。6 番、松浦隆起でございます。通告に従いまして、本日も 3 点にわたり一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

1 点目に、防災対策についてお伺いをいたします。

本日は主に、災害が発生した後、つまり被災後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

先日、加茂小学校におきまして行われました総合防災訓練に参加をさせていただきました。子供たちが真剣になって訓練をしている様子に、改めて防災訓練の重要性を感じました。こういった事前の準備の積み重ねが、いざというときに役立っていくものだと感じました。逆に言えば、いざというときに役立つ事前の準備でなければならぬとも言えると思います。

そういった視点も踏まえまして、お聞きをしたいと思います。

まず、被災者支援システムの現状と活用について、お伺いをいたします。この被災者支援システムにつきましては、3 度、質問をさせていただきます。23 年度から導入がされているというふうに思います。この被災者支援システムは、西宮市のシステム担当者が、震災の経験を生かし開発したものでありまして、災害が起きた後の被災者の支援を行うものであります。被災時の被災者の氏名、住所、被害状況、被災者証明書の発行などを総合的に管理をするものであります。

こういったことから、災害被災者の支援に必要な住民情報を一元管理し、迅速な対応を可能にするものでありまして、非常に重要な取り組みであります。

ただ、懸念されることは、現在、本町にもシステムが導入されておりますが、いざ、災害が発生したときに、本当に使えるものでなければなりません。そのためには、現場に即したシステムであると

いうこと、そしてそれを使えるための研修なども必要であるというふうに思います。

ここで、非常に参考になる、有効に被災者支援システムを運用している自治体の例を紹介をさせていただきたいと思います。その上で、何点か確認をさせていただければと思います。

人口約2万人の奈良県平群町という自治体でありまして、実はこの平群町は、議会改革でも先進地であります。以前、私たちの議会も視察に訪れたこともある町でございます。この町の防災対策が、今海外から注目をされております。ことしの3月、国連の専門機関でアメリカに本部がある世界銀行が視察に訪れました。

この世界銀行のスタッフが目を見張ったのは、縦割り行政の壁を越えた連携による被災者支援システムの構築でありました。平群町の被災者支援システムは、2009年10月に導入をされ、最大の特徴は、稼働当初から最新の住基データ、住民基本台帳のデータと連動し、毎日午後9時に自動更新をされるという仕組みをつくっていることであります。また、ほかにも家屋データ、要援護者データとも連携を行っております。

また、特徴の1つとして大きいのは地理情報システム、いわゆるGISというものの導入であります。このGISを使えば、被災者支援システムの画面上の住宅地図で、被害に遭った地域を指定範囲、範囲を指定をしますと瞬時に被災者台帳がリストアップされ、さらには、自力では非難が難しい要援護者のデータも連動をしておりますので、すぐに情報を引き出せるという点であります。

このGISについては、1回目の質問の折に、GISの連携は活用を広げることになると。ぜひ、検討もしてもらいたいという提案もさせていただいておりました。平群町は、これらの取り組みを担当課の壁を越えてデータの連携を強化をしてきたようであります。この被災者支援システムの最大の目的は、被災後、一刻も早く被災者の支援を行うことにあります。そのためには、このシステムの各種データは、最新のものでなければ、本来の支援はできません。

そこで、まずお聞きをしたいと思います。現状の被災者支援システムの運用状況。具体的には、住基データ、要援護者データ、家屋データとの連携、そしてその更新の頻度について、お聞きをしたいと思います。

平群町では、住基データの更新は毎日行われておりまして、本来

はそうあるべきだというふうに思います。また、事前にお伺いした範囲では、G I Sの導入はされていないようですが、ぜひ、これも検討するべきではないかというふうに思います。

以上の点について、お答えをお願いをいたします。

総務課長（横山覚君）

おはようございます。それでは、お答えをさせていただきます。被災者支援システムにつきましては、大きな災害が発生した際に、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、それから義援金の交付といった被災者支援業務を、迅速かつ的確に行えるようにするため、平成23年の3月定例会におきまして、松浦議員の御提案もありましたことから、町では、先ほど言われましたように、平成24年3月に導入をいたしまして、住基データも現在入っている状況となっております。

ただ、研修や訓練を通じたしっかりとした取り扱い方法の習得が、現在のところできていないというところから、現状では十分に活用できるものにはなっておりません。今後、御紹介いただきました平群町などを参考にいたしまして、理想的にシステムを管理、運用しています先進自治体の取り組みを参考としながら、よりよい効果的なシステムとなるように取り組んでいきます。そしてまた、役場のBCP訓練などを通じまして、職員のシステム習熟にも努めてまいりたいと考えています。

またG I Sにつきましては、今、町長のほうも非常に関心が高くですね、いろいろな場面で使えるそのG I S、各課の壁といいますか、各課の業務を洗い出しながら、何に使えるのかというふうな検討を、今、始めておるような状況でございます。以上でございます。

6 番（松浦隆起君）

住基データがあると。要援護者データは、今、要援護者データができていると思いますが、家屋データもありますかね。それとあわせて、その住基データの更新の頻度、どういうタイミングで、今、本町は更新されているのか、それについてちょっと答弁漏れがありましたので、お答えをお願いします。

総務課長（横山覚君）

お答えします。今、住基データのほうは自動更新というふうになっておらずですね、今現在の住基データが入っていると。それを定期的にといいますか、今後、データのその更新を図っていききたいと

いうふうに考えておりますが、自動的にはできてない状況でございます。

それから、援護者台帳のほうは、保健福祉課のほうで、今、活用されております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

家屋データはないということですね。その住基データの、今お聞きした感じでは、どういうタイミングで行われているのか、あんまりリアルタイムではないような感じも受けましたが、それから要援護者のデータも、できるだけリアルタイムが望ましいと思いますが、そういう、特に住基データ、今、例を挙げました平群町は毎日更新をしていると。本来それが望ましい姿だと思いますが、そういう方向へ検討していただけるということかどうか、その点についてお願いをします。

町長（堀見和道君）

松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。松浦議員のおっしゃるとおり、きちっと有効に活用できるシステムになってないといけませんので、今年度中にしっかりとシステムの運用ができるように検討をして、決定をして進めていきたいなというふうに思います。

住基データの更新につきましても、どのような頻度で更新をしていくという決めごとがなされておられません。松浦議員のおっしゃるように、タイムリーに更新できるようにしていきたいというふうに思っております。

またGISの活用に関しては、今、住宅の耐震化等、あとブロック塀が壊れやすそうなところとかですね、あとGISを活用することによって町政の運営全般的に有効に使えるだろうということで、今、システムを2つほど検討をしております。それと、今回のシステムとどのように連動していくのかと、どのように連動していけるのかっていうのは、平群町の運用の方法も研究をしながら、年度内には決定をしたいなというふうに思っておりますので、またいろいろ今後御指導をいただければなというふうに思います。以上です。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。この被災者支援システムのサポートする全国サポートセンターというところがあります。そのセンター長の吉田稔さんという方が、この全国の導入状況について、こういうふうに言わ

れているんですね。

東日本大震災を契機に関心が高まり、導入済みの自治体は全市町村の半分強に当たる 940 団体を超えた、と。しかし、そのうちの半分は災害時にシステムを迅速に運用できるかどうか疑問だ、と。住民基本台帳と連動したシステムの構築に手をつけていなかったり、全町を挙げて研修していないなど、日頃の準備を怠っているように見える、と。防災担当者であっても、被災者支援システムの稼働方法がわからないまま過ごしているケースもある、と。

このお話の中で、特に大事な点は、実際に、いざというときに使えるかどうかであります。災害が起きて、極端な話、初めて被災者支援システムを立ち上げるということもあり得るわけで、その意味では、事前の研修、全体的な研修、全町での研修というのは重要な点となりますが、この点について、先ほどちらっとお答えがあったかも知れませんが、今の現状、それから今後、こういう研修についてどう取り組んでいかれるのか、お伺いをしたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。確かに、被災者システムがですね、災害が起こった時点できちっと活用ができていないと、そのタイムリーな対応ができないということでございます。これに対しましては、先ほども言いましたけれども、職員、扱う職員ですね、習熟度が問題になろうかと思えます。これにつきましてはやはり、まず研修が大事だということでございますので、今まさに、その定期的な研修等はまだできておりませんけれども、今後、これについてはですね、早急にその研修の体系を組んでですね、これが使えるようなことを考えていきたいと思えます。よろしくお願いします。

6 番（松浦隆起君）

この研修につきましても、先ほど言いましたこのサポートセンター長の吉田さんは、こういうに言われているんですね。

被災者支援システム全国サポートセンターでは、3 年前から全国の自治体の要請を受けて、無料の出前講座を行っている、と。目的は、各自治体の職員の意識変革を促すことと、システムの具体的な操作方法を研修・訓練すること、と。ことしから出前講座の予算枠を拡充をしたので、ぜひとも活用していただきたい、と。システムの効果を認識すれば、導入自治体は、もっと飛躍的に増えていくと思う、というに言われております。

本町もぜひ、せっかくですから、こういうのを活用して研修を進めていただきたいと思います。この点についてお聞きをしたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。今、御紹介にありました研修につきましては、非常に興味深いと思います。早速ですね、情報を取り寄せまして研修をするような形で進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

6 番（松浦隆起君）

わかりました。次にもう 1 点、この平群町において、この訪れた世界銀行のスタッフが、被災者支援システムとは別に、当初の日程を延ばしてまで取材したものがございます。それが、次にお伺いをします防災かまどベンチ設置の取り組みでございます。

この防災かまどベンチは、普段はベンチ、災害時には炊き出しができるかまどとして利用できるものであります。住民ボランティア団体などで構成される防災かまどベンチ実行委員会というところが主体となって、2013 年から行政、学校、企業などと協働し、町内の指定避難所 15 カ所に順番に設置をしております。このかまどベンチの製作には、指定避難所周辺の自治会にも協力を依頼し、一緒に作業に汗を流すことで住民同士のきずなを深める場にもなっているようであります。また、指定避難所だけではなく、自治会単位で独自に設置するケースもありまして、今、町外や県外からの問い合わせが相次いでいるというようであります。

このかまどベンチは、れんが囲いの土台に木製の座板を乗せたつくりで、通常はベンチですけれども、座板を外すとかまどに早変わりを行います。座板は長さ約 1.8 メートル。幅約 60 センチ、大人 4 人が十分座れるサイズであります。このベンチ、ほかの自治体でも取り組んでいるところがいくつかあるんですけども、平群町ではなくて別の自治体では、この座板を外した後、座板にもう 1 つの足をつけて、外した後もベンチとして使えるというような形に取り組んでいる自治体もあるようであります。

平群町のこのかまどベンチのこだわりは、住民参加による手づくりというところでありまして、基礎づくり、れんが積み、座板づくりと、それぞれ 1 日ずつかけるようであります。費用は、1 基 5 万円程度で、防災活動に対する J R や信用金庫などによる助成金、そ

れから住民の募金などで賄っているというようであります。

また、この平群町以外でも、先ほども言いましたが、このかまどベンチの設置に取り組んでいる自治体もありまして、一時避難所となる公園に自治体が設置をしているという例もございます。

本町でもこの指定避難所や一時避難所となる可能性のある公園、そういった場所に、この防災かまどベンチを設置するということは、災害時を想定した場合、有効な1つの取り組みになるのではないかとというふうに思います。ぜひ積極的に検討していただいて、取り組んでいただければと思いますが、この点について、お考えをお伺いをいたします。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。ただいま議員から紹介いただきましたかまどベンチにつきましても、大変興味深く拝聴をさせていただきました。この特徴は、言われましたとおり、普通はベンチとして使用ができるんですけども、災害時には、炊き出し用のかまどとして共助の一端を担うことで、日頃から住民同士の協力、協働やきずなを深める媒体として役立っているものと拝察をいたします。

町内の自主防災組織また自治会の中にはですね、地域の公園、また避難所となります公民館等へも設置が可能なところもあるかと思えます。折に触れて、自主防災組織にも御紹介をしてまいりたいと思えます。

また、町といたしましても、調理施設のない拠点避難所、また学校等調理施設があったとしてもですね、補完としてそういうベンチが役に立つというところもあるかとも思いますので、今後、研究をしてまいりたいと思えます。貴重な事例ありがとうございました。

6 番（松浦隆起君）

災害時には、当然救援物資というものが届くわけですけども、それが万が一なかなか届かないという状況でありますとか、実際に、震災を経験されたところの人からお聞きをしますと、やはりその、温かいもの、というものが非常に、そういう被災後は心も温まると。本当に大変な状況の中にありますので、その意味でも防災訓練では必ず炊き出し訓練というのが行われております。ただその炊き出しをできる状況が、今、いろんな場所にあるかといえ、限られた場所だけではないかというふうに思いますので、ぜひ、行政側が主導となって積極的に取り組んでいただければ、前向きに研究をしたい

というお答えをいただきましたので、ぜひ、進めていただければと思います。

次に、防災チェックシートの作成と、家族防災会議の日の設定についてお伺いをいたします。この質問につきましても、24 年の 12 月定例会においてお伺いをさせていただいております。そのときの担当課長からは、検討を進めたいという前向きな答弁をいただいております。が、まだ取り組みはされていないということをお聞きをしております。ただ、この取り組みは、非常に大事な取り組みであるという視点から、再度御質問をさせていただきます。

冒頭で、先日の防災訓練のお話もさせていただきましたが、防災を考える上で重要な視点は、一人一人の防災意識をどう高めていけるかという点だと考えております。その観点から言っても、地道な取り組みではありますが、重要なことだと考えております。

前回もお話をしましたが、具体的には、防災の日に合わせて我が家の防災チェックシートという名称の本町の独自のものを作成をし、町内の全世帯、また公民館や学校などに配付をします。内容としては、多くの自治体で取り組んでおられるものを例とすると、屋内や屋外の防災対策、それから非常用の持ち出し品や備蓄品、乳幼児や妊婦、要介護者、ペットそれぞれに必要な備えなど、約 60 項目ぐらいを確認をできるようになっているものが多いようであります。また、避難所の一覧、災害用伝言ダイヤルの使い方なども記載をされているようです。

そして、家族防災会議の日というものを設定をし、家族でこのチェックシートをもとに防災について話し合いを持ってもらい、防災意識を高める取り組みを行うというものであります。

会議では、家族一人一人の役割を決める。連絡方法、集合場所を決める。避難場所、避難ルートを確認する。などを話し合います。実施している多くの自治体では、9 月の第 1 日曜日を家族防災会議の日とし、取り組んでおります。またある自治体では、町民に広く防災意識を高めてもらおうと、毎月第 1 日曜日を家族防災会議の日と定めて、地震など災害の発生に備えて家族でそれぞれ話し合う機会を持つよう呼びかけております。その自治体では、当日の午前 9 時 30 分に防災行政用無線を使って、本日は家族防災会議の日です、と。防災についての話し合いをしましょうとアナウンスをしているということでもあります。

こういう会議を、できれば月に1度家族で持つことで、お互いにそういう意識を持つことができる。我が家でも、うちの奥さん主導での話し合いですが、何かあったときに、どこにいるかわからないので、まずは集まる場所を決めちゃきましょうということで、それだけは決めております。そういうことを各家庭で、こういうときにはそれぞれが仕事に行ったり、いろんな場所にいるときに被災に遭うことがあります。で、なかなか連絡が取れない。そういうときに、最終的にどこを目指して家族が集まろうということを常に話し合いをしておくだけでも、それぞれの家族のつながりの防災意識につながるというふうに感じております。

以前にも申し上げましたが、東日本大震災の折に、釜石の奇跡と呼ばれる出来事がございました。皆さんもよく御存じのお話だと思います。災害が起きたときに、釜石市の犠牲者をゼロにしたい。そんな強い思いから釜石市が取り組んだのが、小中学生の防災教育でありました。その防災教育の中で、子供たちに教えられたのが、自分の命を守ることを最優先にきなさいということでした。つまり、津波の危険性が大きい地域であるため、地震が起きたら真っ先に高台へ逃げるということが教えられました。そういった防災教育を通じて、釜石の子供たち一人一人の防災意識が高まりました。その教えどおり、あの東日本大震災の発生があったときに、自分の命を守るため、真っ先に逃げるという行動を起こした子供たちによって、結果的に多くの大人たちや小さな子供たちの命が救われたと。

まさにこのことは、いかに一人一人の防災意識の向上が大事であるかということを如実に物語っていることだと思います。その意味からも、この我が家の防災チェックシートを作成し、家族防災会議の日をぜひ定めていただきたいと思います。

この点について、担当課長、できれば町長のお考えもお聞きたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。防災チェックシートの作成と家族防災会議の日の設定についての取り組み状況についてお尋ねございました。

まず、防災チェックシートにつきましては、地域の危険箇所の周知及び住民一人一人の防災意識の高揚を目的といたしまして、昨年度、佐川町防災ハザードマップを作成いたしまして、町内全戸に配付をいたしました。このマップの裏面には、地震や風水害、土砂災

害に関する防災啓発情報を掲載しますとともに、非常時持ち出し品がチェックできる欄や、我が家の防災メモと題しまして、近くの避難場所や家族の集合場所、緊急時の連絡先や家族の医療データなどが記入できる欄をつくってございます。

このデータは、ホームページにもアップしておりまして、ダウンロードができるようにしておりますので、これを防災チェックシートとして御活用いただきまして、家族一人一人の役割や災害時の連絡方法や集合場所、避難ルートの確認といった話し合いを家族の皆さんで行っていただきたいと考えております。

なお、住民の皆様には、このような家族会議を行っていただくためには、きっかけとなります仕組みづくりも重要でございます。その仕組みの1つとして、議員から御紹介いただきました家族防災会議、佐川町家族防災会議の日の設定をし、防災行政無線で周知、広報をしていく取り組みは大変よいきっかけとなるのではないかと考えております。

この家族防災会議の日につきましては、まだ設定をしておりませんですけれども、地震につきましては期間設定を考えるのか、また特定の日、例えば先ほども言われましたけれども、防災訓練の日に合わせるのか、などの点を含めまして、大きな課題であります防災意識の高揚、啓蒙の取り組みの中で考えていきたいと思っております。以上でございます。

町長（堀見和道君）

松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。被災者支援システムかまどベンチ、並びにチェックシート防災家族の日、大変貴重な御意見、御提言をいただいたというふうに思っております。来年度には、家族防災会議の日を決めて、松浦議員おっしゃったように、防災無線で住民の皆さんに声がけをして、ぜひ、家族で防災について打ち合わせ、話し合いをしてくださいということをやってみたいなど。その日を、今、頭の中でイメージしておりましたけども、大変いい、すばらしいことだなあというふうに自分自身イメージができましたので、ぜひ来年度からは取り組んでいきたいなというふうに思います。

かまどベンチのときにも、松浦議員からお話ありました。行政が単独でつくるのではなくて、みんながかかわって一緒につくるという中で一体感が生まれる。当事者意識も生まれると、そういうお話

ありましたが、大変すばらしいことだと思っております。

ことし、総合計画をつくるためのワークショップを数多く重ねてきました。その中で、ウォーキングのまちづくりをしたい。だけでも歩く途中、途中にベンチがないということで、ぜひみんなでベンチをつくったらいねと。ベンチをつくりましょうという話が住民の方々何人かの方から提案がありました。それは、とてもすばらしいことだというふうに思っておりまして、来年度からぜひ、ウォーキングの途中に座れるベンチを、皆さんと一緒に作りたいなと。そのときは、できるだけ佐川町のヒノキ、佐川町の山から切り出した木を使って、ベンチを皆さんと一緒に楽しく作りたいなあというふうに思っております。かまどベンチも、できれば地域の方々にも参加していただいて、一緒につくれたらいいなあというふうに思っております。

また、今年度、行政のほうで防災対策、より具体的に進めていこうという話をしております。その中で、もう各家、各戸にそれぞれその家の家族の方が、豪雨のとき、地震のとき、それぞれの災害のときに、どういう行動を取るんだということを、もう事前に書いてある。そういうシートもつくろうという話を、今、防災の担当としております。

具体的に、雨が降ってる、この家は仮に町から避難勧告が出たけども、私たちの家は水害に遭うことはない家だと。仮に、町全域に避難勧告が出たとしても、私たちの家は避難をしなくてもいい家ですと。家にずっといましょうとかですね、ひょっとしたら、床上浸水がある家かもしれないので、避難所に避難するよりは、2階に上がったほうが安全だろうから、私たちの家は2階に避難をしましょうとかですね、あとは、家の中で地震が起こったときにも家の中で、家の中でもこの場所が一番安全な箇所なんです。そういうことも決めて、1つのシートに書き入れて、そういうシートをもとに防災家族の日に家族の皆さんで話をさせていただくと。そこまで、皆さんの主体的な意識が高まっていくと、すごく防災に強いと。防災に一生懸命取り組んでいる、みんなで取り組んでいる町だという町にしていけるんじゃないかなあというふうに思っております。

きょうは、すばらしい御提言、また町としてももっとしつかりやらなければいけないなあということも気づかせていただきまして、本当にありがとうございます。この場で御礼を申し上げます。以上

です。

6 番（松浦隆起君）

今、町長からおっしゃっていただいたまさにそのシートが、チェックシートになると思いますので、先ほど総務課長からありましたハザードマップ、実際、私も配られたときにあれを見て、その防災チェックシートのかわりになるかといえ、ちょっとやっぱり、常にやるとなると、できるだけコンパクトで取り組みやすい形がいいのかなというふうに思っておりましたので、今、町長がイメージされてるのが、多分、私が御質問しているものと大体イメージに合うと思いますので、ぜひ、そういう形で進めていただければというふうに思います。

災害が発生したときには、やはり自分の命は自分で守ると。その意識を一人一人がまさに持つことが、一番大事な防災対策である。いくら、いろんな整備ができたとしても、一人一人に意識がなければ、そのお一人お一人の命は守れないということだと思います。その意識の向上が家族を守り、また、ひいては地域を守ることにつながると思います。

この家族防災会議の話し合いの中で、災害への備える意識を高めることで、被害の軽減にもつながるのではないかというふうに思いますので。そして、災害時における家族のつながりも深まるのではないかと思います。

今、町長から、また総務課長からも全体について、前向きに御答弁いただきましたので、ぜひ、しっかりと検討していただいて進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、この質問は終わらせていただきます。

2 点目の質問に移らせていただきます。

認知症対策についてお伺いをいたします。

以前、御質問もいたしましたこの地域包括ケアシステム、この中でも申し上げましたが、地域で取り組む包括ケアシステムでは、この認知症対策というものが大きな柱の 1 つになります。今後高齢者が急増する上で、認知症患者は増えるものと予想されております。

厚生労働省では、認知症施策推進 5 年計画を 2012 年 9 月に公表しております。これまでの基本的な考え方として、認知症の人が行動・心理症状等により、危機が発生してからの事後的な対応を主眼としてまいりました。が、今後は目指すべきケアの考え方として、

その危機の発生を防ぐ早期・事前的な対応に基本を置くとしております。

この認知症は、脳細胞の一部が死んだり働きが悪くなることで、急激に物忘れが激しくなったり、注意力が散漫になるなどの症状を引き起こす状態で、進行すると、日常生活や仕事などに支障を来すようになるものであります。この認知症を引き起こす主な病気としてはアルツハイマー病や脳卒中などが挙げられますが、現在の医療技術では、認知症の症状の緩和はできても完治することはできないというふうに言われております。そのため、認知症予備軍いわゆる MCI と言われているようですが、この認知症予備軍の人が認知症にならないように予防していくことが重要な点だと言われております。

これらのことから、早期発見が重要となります。その 1 つの手立てとなるのが、今回質問をいたします認知症チェッカーというものでございます。全国の自治体で、この認知症チェッカーを導入する自治体が、今、少しずつ増えてきております。

この認知症チェッカーは、パソコンや携帯電話、スマホで簡単に認知症のチェックができるというものであります。イメージでいえば、今現在、本町のホームページに導入をしていただいております「こころの体温計」あれと同じようなものだと思っていただければいいと思います。

この認知症チェッカーは、2 つのサイトから構成をされておりまして、1 つは「これって認知症？」というもので、家族・介護者向けとなっております。判断・理解力が衰える、人柄が変わる、そういった 20 の項目をチェックをして 1 から 3 のレベルで判定をされます。

もう 1 つは「私も認知症？」というもので、こちらは本人向けであります。同じ話を無意識のうちに繰り返す、物のしまい場所を忘れる、など、10 の項目についてチェックをしますと、認知症となる危険性が 8 点までが正常で、9 点から 13 点が要注意、そして 14 から 20 点が要診断という 3 段階で示されます。

この認知症チェッカーを導入している自治体では、結果画面から相談先にアクセスをすれば、地域包括支援センターなどの連絡先、それからその自治体で認知症の相談ができる医療機関、そしてかかりつけ医、認知症サポート医の名簿を見ることができます。また、

本人向けのサイトのみ、認知症予防の 10 箇条というものも表示をされ、注意喚起も促しております。

このサイトを実際に運用している国分寺市というところのサイトで、私もチェックをしてみました。本人向けのチェックを。3 点でしたんで正常ですけども、3 点もあるのかと、逆に。その意味からいえば、誰もが認知症になる可能性も秘めているのではないかなと。0 点だとの思いでチェックをしていきましたが、3 点でありましたので、改めてそういう認識もさせていただきました。

この認知症には兆候があると言われております。例えば、口数が減ったり、それから同じ事を繰り返し言うようになったりと。そういったときに、早期発見ができて薬などで進行を遅らせることができる、そういう場合もあるようであります。また、同じようなそういった症状でも認知症以外の病気の場合もあるということでもありますので、早い段階で医師の判断を仰ぐということが重要な点だと思います。

ただ、その兆候を見逃さないようにすること、そして認知症なのかどうかという判断は、これなかなか難しいというものがあります。その意味からいっても、こういうチェックで気軽にできる、自分自身や家族のチェックを簡単に行うことができ、もしものときの相談をするきっかけづくり、そういうものにつながるものだと思います。少しでも早期に発見をすることができて、早期治療につながれば、最小の費用で最大の効果を生むことにもなると思います。本町においてもぜひ導入をしていただいて、この認知症の早期発見につなげていただければと思います。

以上の点について、担当課長のお考えをお伺いをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。松浦議員の御質問にお答えいたします。認知症チェッカーということでございますが、制度の仕組みというものについては、松浦議員の御説明あったとおりと私も考えておりますので、その点はちょっと省略させていただきますが、国の認知症の 5 年計画に基づきまして、佐川町においても、これから具体的な取り組みを進めていかないといけないというふうに考えております。

現在の佐川町の取り組みといたしましては、既存の取り組みになりますけれども、例えば、事前の S O S の登録制度であるとか、あ

るいは認知症のサポーター養成講座であるとか、家族の会であるとか、そういったところで仕組みをつくっております。

それから、取り組みは来年度以降になると思いますけれども、国の推進しております認知症の初期集中支援チーム、これについても今年度から検討しております、実際に動くのは来年度以降になると思うんですけれども、いわゆる専門医サポート体制をして早期の相談に的確に対応していくというような仕組みをつくるように動いております。

松浦議員の御質問にもありましたが、まずは御本人であるとか、家族であるとか、そういった回りの方々から、例えばそういった仕組みをつくったとしても、御相談があるとかそういったことがないと、なかなか支援に結びつかないというのはあると思いますし、この集中支援チームをつくっている先行の自治体についてもですね、なかなかつながるケースが少ないというふうなことも聞いております。

その中で、認知症チェッカーというものについては、なかなか医学的な判断をきちっと求めるということはなかなか難しいと思うんですけれども、気づきというのを促すという分については十分効果があるんじゃないかなあというふうに考えております。その取り組みを進めます集中支援チームとあわせてですね、これを取り組みを自治体として進めていくことがより効果が発揮されるんじゃないかなあというふうにも、今感じております。

先行するこれも取り組みの自治体がありますので、少し情報収集もさせていただきながら、あと、これは恐らく取り組みを進めるとなると、おっしゃっていただいたように、その「こころの体温計」と同じような感じになるかと思います。

佐川町の場合もホームページに、バナーといいますか、これを張り付けてそこからアクセスしていただくようなイメージになろうかと思いますが、そういったところで、自治体が取り組みに当たっての、個人への一般町民向けの普及促進といいますか、理解を進めるということとあわせて、例えば自治体として何か導入するに当たって何かメリット、例えばデータの分析であるとか、そういったものが可能なかどうかどうかとか、もちろん導入するには予算も伴うと思いますので、来年度予算においてですね、これを少し情報分析させていただいた上で、導入するかどうかを検討させていただきた

いと思っております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

これから検討していただけるということではありますが、ぜひ実施に向けて取り組んでいただければと。多分そんなにランニングコストもかからないのではないかというに思いますし、今、現状を聞いてませんが、「こころの体温計」も実施をされた当初はかなりのアクセス数があったと聞いておりますので、意外とこういう形で気軽にまた身近に、そんなに深く意識しないところで常にチェックをするということは大事な点だと思いますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

この内容についても、ちょっと紹介はしましたが、このチェックのいろんな項目、これはこの認知症の専門のお医者様とかその専門の方がつくられてるのを参考として、その方の監修のもとで行われてるというものでありますので、職員の方とかが、自分たちの考えてつくっているというものではなくて、きちんとした裏づけがあるものでありますので、ぜひ、来年度から実施をしていただけるように、当初予算に予算要求したときには町長にはオーケーと言ってもらえるようお願いをしまして、これは終わりたいというに思います。

次に、3点目の質問に移りたいと思います。

子ども安心カードの取り組みについて、お伺いをいたします。子供を食物アレルギーからどう守ればいいのかと、この問題に頭を悩ます保護者は少なくありません。

2012年12月、食物アレルギーのある小学生が給食後に死亡するというショッキングな事故が起きました。再発防止に向け、文部科学省では昨年3月、有識者会議の最終報告が取りまとめられ、最終報告は2008年に文科省が監修して発行された、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン、これに基づく対応が学校現場で徹底されていないという実情を指摘をしております。学校の組織的な対応が不十分である点なども言及をしております。これを踏まえ、文科省では昨年度、学校給食における食物アレルギー対応指針、ガイドライン要約版、研修用のDVDなど、わかりやすい資料を作成をし、学校現場におけるアレルギー対応を周知徹底するための講習会も従来の年6回から10回に増やすというふうにしております。

こういったことからわかりますように、近年、学校現場におけるこのアレルギー対応というものが非常に重要な取り組みの1つと位置づけられてきております。また、食物アレルギーに対する心配は、学校に入る前の保育園の園児さんから始まっております。ここの保育園の入園に際して、この食物アレルギーのある子供さんの親御さんが、どの保育園に預けるのが一番いいのかということで、大変に悩まれたというお話を直接伺いをしました。親の立場からすれば、この子供の命にかかわる大変に心を痛める頭を悩ますものだというふうに思います。そして、その心配は保育園、そして学校に通い始めても、ずーっと続くものであります。その意味からも、その心配を少しでも和らげて安心して子供を預けられる環境をつくることも保育園や学校側、行政側の責務の1つだというふうに考えております。

そういった中で、全国の保育園そして幼稚園、学校において取り組まれ始めているのが、本日お聞きをいたします子ども安心カードというものでございます。この子ども安心カードとは、保育所や小中学校などで、児童生徒らが病気やけが、アレルギーだけではなくていろんな病気を持たれている子供さんもおります。また、けがをされる場合もあります。アレルギー症状、こういうことで救急搬送される際に、学校と消防署などが迅速に連携できるというものにするもので、既往歴やアレルギーの有無、服用薬などを記しておき、救急搬送される際、救急隊に手渡しをするというものであります。

カードへの記載については、保育園、学校から配布をして保護者の同意を得て記入を依頼し、提出を求めるものであります。そして、個人情報でありますから、子供さんが卒園する、そして卒業するときには、その情報を親御さんにお返しをするということをしているようであります。

1つ例を挙げてお話をさせていただきたいと思います。全国いろんなところでこれ取り組んでるんですけども、県内で取り組まれている、これは市ですけども香南市、香南市の教育委員会は今年度、児童生徒の救命救急に役立つ安心・安全緊急時連絡カードというものを、市立の全小中学校12校に導入をして関係者に喜ばれているということでもあります。

このカードの大きさはA4版で、保護者の同意を得て作成をし、子供の氏名や住所、緊急連絡先のほか、かかりつけの病院やアレルギー

ギーの有無、それから常時服用している薬、そういうものを記載をしていると。通常は、各学校で保管をし、救急搬送が必要になったとき、救急隊員にこのカードを提示をして情報提供すると。そのことで迅速な対応に役立てるということを目的としているということです。

これまでは、この香南市におきましては、独自の様式でカードを作成している学校もあったようですが、同教委では全校で救急対応に必要な最低限の情報を確保しておくという観点から、救急隊と連携をして、救急隊とも消防署とも協力をしながら今回の統一様式のカードを作成し、新入学時に記入することにしたというようであります。

この香南市も含めて、実施をしている学校の保護者からは、安心して預けることができると。また、お守りのようなものだという声も上がっているようです。

事前に、教育長にお聞きをしますと、学校におきまして現在、既往歴や緊急連絡先など、さまざまな情報をファイリングをしているということでしたが、そういった情報が、いざというときに共有をできて使えるものでなければならないと思います。より迅速な緊急対応を目指して、必要な情報をコンパクトにまとめたカード式のものがいいのではないかと。救急隊と情報共有できるというものがいいと思います。全ての子供たちが安心して保育園や学校において過ごせる学校づくり、環境づくりのためにも、ぜひ、本町においてもこの子ども安心カードというものの導入を早急に進めていただければというに思います。

また、保育園について言えば、町内には公立と私立があるわけですが、大事な佐川町の子供であるという観点からいけば、この公私は関係なく全保育園でこれが実施できるように、ぜひ対応をしていただければと思います。事前に少し課長とお話をしましたが、ことしから導入をしていただいているミストシャワーについても、私立の保育園に預けている親御さんから、同じように保育料を負担しているので、できたら同じような環境にしてもらいたいというような声もいただきました。そういったことから、ぜひ、この保育園においても、全ての保育園で、ぜひ実施をしていただければというふうに思います。

以上の点について、お考えをお聞きをいたしたいと思います。

教育長（川井正一君）

松浦議員さんの御質問にお答えいたします。まず、現在の佐川町の状況について簡単に申し上げます。小中学校では、児童生徒の健康状態を把握するため、毎年、健康診断の実施前に、アレルギー疾患、病歴や現在かかっている病気などを記載する児童生徒健康診断事前調査票を保護者記入により作成するとともに、健康診断実施後には、児童生徒健康診断票を作成しております。

仮に、学校内で児童生徒が病気、けがなどにより救急搬送される事態が生じた場合には、現在であれば、救急車に必ず教員が同乗しますので、その同乗し児童生徒につき添う教員が、先ほど申し上げました健康診断事前調査票などを救急隊員や搬送先の病院の医師に提示して、治療に当たっていただくことが考えられます。

議員御提案の子ども安心カードにつきましては、内容が簡潔で利便性が高いと考えられますが、カードへの記入は保護者にさせていただくため、保護者の理解と協力を得る必要がございます。つきましては、導入に向けまして、今後、校長会で検討し、PTAとの協議を経て、また高吾北消防本部の御意見もききながら、年内には結論を出したいと考えております。以上でございます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。私のほうからは保育所の状況等も含めてお答えいたしたいと思っております。現在、保育所におけますアレルギー対策、こういったことに関しましては、本年度から、これは給食においてですけれども、アレルギー対応食というものが必要な子供について、特定原材料に関する主治医の指示書として、7園共通で作成した様式があります。これを、保護者から情報提供いただくというふうな対応を行っております。ただし、緊急対応時を想定したような、松浦議員おっしゃっていただけるようなその安心カード、個人カードとしての作成ということでは、各園とも行っていないということを確認をいたしております。

そういったところで、現在例えば、保育所のほうからですね、救急要請をして救急車で子供を搬送しないといけないとなった場合については、学校からもありますけれども、必ず主任保育士等がですね同乗して、特にアレルギーとそういった特別な対応が必要な子供については情報を伝達していくという形になろうかというふうに思っております。

だたまあ救急搬送等緊迫した事態というところもありますので、例えばカードにしてですね、そういった必要な情報を事前にきちっと保管しておく、それから仮にそういった事態になったときにカードをやりとりすることで、間違った情報を伝達しないというふうなことはですね、万一の取り組みとしてはですね、重要なことではないかなあというふうに思っております。

これも学校とある程度歩調を合わせていきたいなどは考えておりますけれども、保育所の場合は先ほどもおっしゃったように、私立、公立ありますので、まずは町のほうとしては、こういった取り組みは重要というふうな認識をさしていただいた上で、園長会等で協議をさしていただいた上で、年内に結論を出していきたいというふうに考えています。

6 番（松浦隆起君）

現場の方の声も非常に大事だと思いますし、保護者の方の取り組みということも大事だと思いますので、ぜひ、しっかりと話し合いをしていただいて、年内にということですので、これ、実施をするとなると、経費的にはそんなにかからないと思います。ただ、そういういろんな関係機関との連携、そういうシステムというものをつくるのが大事なところだと思います。

また保育園につきましては、もし実施をするということになった場合には、ぜひ、できれば統一の様式で各園が、例えば受け取る側の消防署側にしても、ここの園はこういう形、ここはこういう形というよりかは、1つの形のほうが同じような対応ができるというに思いますので、実際に、先ほど申し上げましたどの園に入れようかと悩まれた方は、実際はその自分の地元の近くの保育園じゃなくて、少し距離のあるところに実際にこの4月から預けられております。詳しい症状は言えませんが、聞いた範囲では、食物のあるものを食べると、非常に、ときによっては危険な状態になるというようなお子さんのようですので、実際にそういう子供さんがおられる状況の中で、そういういざというときに、できるだけその危険を未然に防ぐ、また起きたときに最小限に防ぐという意味でも、ぜひできるだけ実施の方向に向けて、行政側も旗を振っていただいて取り組んでいただければというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

以上で、私の本日の質問を終わらせていただきます。ありがとう

ございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、6番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで、20分休憩します。

休憩 午前10時

再開 午前10時20分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、2番、坂本玲子君の発言を許します。

2番（坂本玲子君）

おはようございます。2番議員の坂本です。どうぞよろしく願いいたします。質問の前に、一言所見を述べさせていただきたいと思います。

国会では、安保法案が審議されています。国民の半数以上の方が反対し、憲法学者の90%以上の方が、この法律は違憲であると言っています。弁護士も大学教員も、法曹関係者、元最高裁判事、元内閣法制局長官なども反対をしています。若者も、お母ちゃんも、お年寄りの方も反対の声を上げています。多くの反対があり、理解されない憲法違反の法案を、なぜ強行しようとするのでしょうか。

先の戦争で多くの犠牲者を出し、国民の多くの方は、もう戦争はしたくない、と思いました。二度と戦場に子供たちを送らない、と決心しました。紛争の解決のためには武力を使わない、と決心しました。それが、憲法9条です。憲法は、時の政府が暴走したとき、それを防ぐためにあるのです。憲法99条には、国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務があると書かれています。また、98条には、憲法は最高法規であって、それに反する法律、命令等は、その効力を有しない、と書かれています。憲法は守られなくてはなりません。明らかに憲法違反である法律は、通してはなりません。もし、それを変えたければ、その前に憲法を改正する必要があると思います。

佐川町議会の議員の皆さんも、町民の皆さんも、ぜひ、自分のこととして考えていただきたい。党利党略ではなく、1人の人間として考えることが大切ではないでしょうか。

あなたは、戦争に巻き込まれてもいいと思いますか。自分の子供や、孫や周りの人が戦地に行くのをよしとしますか。それで犠牲者が出て仕方がない、当たり前だと納得できますか。よその国のやっている戦争を支援すれば、戦争当事国と見なされる可能性が出てきます。そのため、戦争に巻き込まれていく可能性が限りなく大きくなってしまうのです。

世界の各地では、戦争、紛争が絶えません。武力で解決しようとするれば、憎しみを増幅させ、永久に続く戦争になるでしょう。時間はかかるでしょうが、対話をし、お互いに歩み寄ることでこそ、平和が訪れると思います。子供たちに、戦争のない未来を残したい。私は、そう思っています。

では、最初の質問に移りたいと思います。

佐川町では、佐川の未来を決める総合計画を策定中です。また同時に、佐川町まち・ひと・しごと創生推進会議も行っています。何のリアクションも起こさなければ、佐川町の人口は現在の約1万3,600人から、2060年度には6,879人まで減少すると予想しています。その人口減少を食い止めるため、町はどのような方針で臨むのか、まず、お聞きしたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

おはようございます。坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、御質問の中の人口減に関する質問と、策定中の総合計画、地方創生総合戦略について、少しお答えをさせていただきます。

現在、同時に策定を進めております第5次佐川町総合計画と佐川町地方創生総合戦略の第2回の合同の会議を先月8月3日に開催をいたしました。その会議の中におきまして、地方創生総合戦略人口ビジョンについて御説明をさせていただいております。

まず、人口の展望につきましては、地方創生総合戦略とあわせて示すこととなります人口の長期ビジョンにおきまして、2060年までの人口を推理し、また展望をしております。坂本議員の御質問のとおり、社会保障人権問題研究所、社人研の推計によりますと、現在約1万3,500人の佐川町の人口は、2060年、45年後には約6,900人になると推測をされております。一方、佐川町における人口展望では、出生率の向上と移住・定住促進の効果を反映し、2060年には人口9,340人を目指すこととしております。

少し詳細を申しますと、人口の自然増減、出生死亡におきましては、合計特殊出生率について、若い世代の結婚、妊娠、出産の希望をかなえることで理想の子供の数と現状のギャップを埋め、2040年に人口規模が長期的に維持される水準、人口置換水準を 2.07 を目標に設定をさせていただいております。

それとまた社会増減、転入転出におきましては、社人研の推計の基礎となっております社会移動が一定終息するとした社会移動率をベースに、移住・定住施策による上積み数字を年間 21 人から 22 人に設定をさせていただいて、人口展望において 2060 年の人口を 9,340 人に設定をさせていただいております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。私はですね、佐川町の人口減少を最小限に食い止めるには、子育て支援を十分にし、子供を育てやすい環境づくりをすることが、まず大切だと思います。

町の特殊出生率を現在の 1.4 から、2040 年には 2.07 まで上げるという前提のもとに人口推計をしています、それは至難の業だと思います。よっぽど子育てに重点を置かないと、できるものではありません。今年度、保育料が大幅に軽減され、多くの保護者が喜んでいる声を聞きました。他の町村の保護者からは、家を建てる場所を考えていて、保育料の安い佐川町に家を建てることを検討しているとの声も聞きました。保育料の軽減で、ずいぶんと状況が変わってきました。

今回は、給付制の奨学金制度について話したいと思いますが、国も早急な少子化対策が必要であること、また若年層の貧困が子供の貧困につながり、貧困の連鎖が生じるとしてさまざまな施策を打ち出しています。今年 4 月、総務省から奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱が出されました。

これは、地方公共団体と地域産業界が協力し、将来の地域産業の担い手となる学生の奨学金返還を支援するため、基金を造成する取り組みを促進するためのもので、国が特別交付税措置をするものです。無利子の奨学金を借りた奨学生の全額または一部の返還を免除するというものです。国も、奨学金返済の免除について、大いに必要だと感じているのです。

これについて、県での動きはどうなっているか、教えていただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

坂本議員さんの御質問にお答えいたします。先ほど御指摘がございました奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱に基づきまして、国から各県に通知文が出されております。それを受けまして、高知県では、来年度からの制度創設に向けて検討中であるというふうにお聞きしております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございました。県は来年度から、私の聞いたところによりますと 100 名程度の規模でやりたいというふうに聞いております。大学生等に関しましては、国公立の大学の 1 年間の授業料は約 53 万、私立なら 70 万円以上かかります。授業料以外にも多くの経費が必要です。日本学生支援機構によりますと、1 年間に自宅から通う学生の平均支出は 168 万円。自宅外から通う学生の平均支出は 218 万円となっています。月で割りますと、月 14 万から 18 万円も必要なのです。

現在、日本では、約 40 万人の人が無利子の奨学金を利用し、100 万人以上の方が有利子の奨学金を利用しています。無利子の奨学金を、本来なら受けれる人も、額が決まっているために受けれない状況も多く発生しています。無利子の奨学金は、国公立 4 年生大学で自宅から通う場合は 4 万 5 千円。年額 54 万円です。平均額でいいますと、それでは、必要経費からまだまだ足りません。124 万円不足します。家庭からの援助が、平均で年約 100 万円。アルバイトで残りを補っているという統計が出ています。

若年層の貧困は既に明らかになっています。家庭からの援助、年間 100 万円を出せる家庭はどれくらいいるでしょう。出せないとすれば、学ぶのを諦めるほかないのです。子供が 1 人なら、歯を食いしばって味噌でもなめながら頑張ることができるかもしれません。しかし、2 人、3 人となるとどうでしょう。少子化に歯止めがきかない原因は、ここにもあるのです。

私の知っている御家庭で、子供を大学に行かせるのに苦慮している御家庭がありました。上の兄は専門学校に行っていましたが、途中で断念し退学、就職しました。中の子供は高校卒業後、就職しました。下の弟は、家計の苦しいのは知っていても、自分の将来を考えどうしても大学に行きたいと思いました。そこで、奨学金を借りて学費を捻出しましたが、出費はそれだけではすみません。大学ま

で通うのに通学費がかかりました。さまざまな研修を受けるにも費用がかかりました。親はぎりぎりの生活でも大学に通わせることを最優先し、滞納が発生。そこでおばあちゃんが自分の少ない年金をその支払いに充てる、という生活でした。

先日、プレミアム商品券が発売されました。子育て世帯には非常に厚く設定され、喜んでいました。しかし、そんなにお金がないので買えないという方もいました。私の知っている方は、子育て中の世帯は、その余分なお金がないから自分が出してやって購入できたという方もいました。子育て世帯の約 32%の方が、満額買えないか、全然買えない状況にあったと聞いています。

本当に必要な方は買えない。若い人たちには余裕がない方が多いのです。低賃金の非正規雇用が全体の 40% 近くにあります。特に、若年の貧困が問題になっています。それは御承知のとおりですが、本来なら、みんなが安心して働き、子育てできる環境づくりが大切ですが、現実はそうではありません。

教育長、そういう貧困にあえぐ御家庭があるということを御存じでしょうか。

教育長（川井正一君）

今回、プレミアム商品券についても、かなり売れ残りが出ておるというふうなこともお聞きしておりますし、私ども小中学校段階では、経済的に厳しい方に対しては就学援助の制度もございます。そういった方の人数が、おおむね 10% 弱、小中学生の人数を占めておりますので、やはりそういった子供たちが高校・大学等へ上がる場合にも、やはり経済的に厳しい状況が続いているというふうには承知しております。

2 番（坂本玲子君）

今の時代は、学ぶことによって将来安定した仕事につくことが容易になります。それは若者の生活を安定させ、次の世代の育成に力が発揮できるようになるのです。学びたいのに学べない、その状況を改善していくためには、何が必要だと思いますか。学ぶ権利を、どう保障していきますか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。そういった経済的な理由で学ぶことができない、それを解消するために、やはり基本的には、今のいわゆる大学の授業料自体の見直しが、まず必要ではないかと思っております。

国公立大学、さらには私立大学を含めて、先ほど坂本議員さんがおっしゃったように、国公立でも 50 万、私学ですと、もう 100 万を超える大学もたくさん出てきております。そういった中で、やはり国において、こういった授業料を軽減できる措置、そこがまず基本的になされるべきではないかというふうに考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

日本国憲法は 26 条で、教育を受ける権利を保障しています。日本も批准している国際人権規約においても、高等教育、日本における大学に相当しますが、は、無償教育の斬新的な導入によって全ての人に均等な機会が与えられるべきものとされています。

その条約を日本も批准しているのです。そして O E C D、経済協力開発機構に加盟 34 カ国のうち授業料無償化が実施されているのは、17 カ国。給付制奨学金があるのは、32 カ国。授業料無料化も給付制奨学金もないのは日本だけです。もちろん授業料無料化は国の施策として実現していくべきものです。

6 月議会で、大学生への給付制奨学金創設を求める意見書が 10 名の賛成で可決し、国へ意見書が提出されました。給付制奨学金の必要性を多くの議員も感じています。これについては、どのようにお感じになりますか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。教育を受ける権利を保障するセーフティネット的な役割として奨学金制度があるというふうに考えております。そして、また一方、奨学金だけではなく、例えば経済的に厳しい方、そういった方については授業料の減免制度、そういったこともあわせて考えていく必要があると思っております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。本来なら、国がすべき制度ですが、すぐにはできません。私は、佐川町独自で、給付制奨学金の導入をお願いしたいと思っています。どの子も健やかに成長し、将来のための教育がしっかりと受けられることは、佐川町の、日本の未来をつくる大変重要なことです。教育は子供にとって大きな財産になります。

佐川町では、先ほど教育長がおっしゃられたように準要保護家庭が生徒数の約 10%を占めています。それ以外にも生保家庭もあります。中学までは就学援助金が出ています。また、昨年度から高校生

には給付式の奨学金が導入されました。しかしそれ以上、大学生や専門学校生にはありません。経済的な理由で、行きたい学校への進学をあきらめたり、中途退学をせざるを得ないことがあるのは、非常に残念なことです。安心して子育てをする環境をつくることは、町行政の責務ではないでしょうか。

佐川町では、町独自で奨学金制度をつくっています。現在、佐川町の奨学金制度を利用している方は10名程度だと聞いています。しかし、経済的に大変な御家庭は、その返還もまた大変です。それを子供が返す場合には、働き始めたときに、既に借金があるという状態になっています。借りたお金を返すのは当然だと思うでしょう。それだけで済めばいいのですが、それでは全然足りません。

佐川町独自の奨学金制度は、ある一定成果を出していると思います。それだけでは十分ではないことは既に明らかです。それに加えて給付制の奨学金制度があると、どんなに助かるでしょう。

学ぶ権利を保障するためには、給付制の奨学金導入が必要だと思います。子育て支援のために、町は保育料の軽減を実施しました。義務教育では就学援助、高校生にもあります。何もないそれ以上の年齢に対して、重要な施策をやっていくことは、とても重要なことだと思います。経済的に困難な家庭の子供たちが安心して就学できるよう、授業料以外に必要とされる経費の一部を、町独自で給付制奨学金制度を創立し、大学生等に月額1万円でも補完するようにしていただきたいと思います。

月額1万円として、1人年額12万円。10人に出しても、わずか120万円です。少しの負担で安心を与えられる制度です。ぜひ、検討をお願いしたいと思いますが、教育長、それについてはどうでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。基本的に、子供たちの学ぶ権利を保障することは、私は国の責任においてなされるべきであるというふうに考えております。私ども市町村は、そういった教育に関する国の制度、あるいは財政支援、そういったものを受けながら取り組みを進めるというのが基本であるというふうに思っております。

そういった中で、今回、国が財政支援措置を充実した新たな奨学金制度を地方公共団体、県においてやれるような制度もつくられました。先ほど坂本議員からお話がありましたように、県においては

100 人程度を考えてるということのようですので、当面はそういった県の新たな給付型の奨学金の制度の動向を、まずは見守るべきではないかと考えております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

別の角度ですが、今ある佐川町の奨学金に、例えば奨学金の返済を減額、あるいは免除するという条項をつけ加えるということも考えられる施策の 1 つです。例えば、卒業後、10 年あるいは 15 年以上佐川町に住み続ける人には減免制度があるということになれば、佐川町の人口減を少しは抑えられると思います。それもあわせて考えていただきたいと思いますのですが、どのようにお考えでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。この質問の前段に、佐川町の人口減の将来の予測もございました。そういった中の施策の 1 つとして、奨学金制度というものも 1 つの方策ではあると考えられますが、現時点では、そういった新たに県が制度創設に向けて動き出しておりますので、まずは、県の制度がいったいどういったものになるのか、それを見定めるべきではないかと考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

なかなかいいお答えが返ってきませんけれども、別の角度から質問をしたいと思います。

昨年来、ふるさと納税が増加していると聞いています。近年の状況、その使い道はどうなっているのか、お伺いします。

総務課長（横山覚君）

お答え申し上げます。現在、ふるさと納税の寄附の申し出でございますけれども、寄附者の意思を反映させるために寄附金の使途、これにつきまして医療・福祉・子育ての充実、教育・文化・スポーツの振興、また産業・観光の振興、交通安全、防犯の推進、その他 5 つから選択をできるようにしておりますが、またこの使途を明確化するためにですね、今後、寄附金の基金化を行うような形にしております。

そういう中でですね、ふるさと納税のほうの意識もだんだんと高まっております、去年度につきましては、件数で 260 件、金額で約 400 万弱の寄附金がございます。これをですね、先ほど言いました 5 つの選択肢に当たるところにですね、財源を充当していこうというふうな形でやっております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

いろんな使途を5つ、5通りの使途を考えておられるようですが、私も1つ提案をしたいと思います

ふるさと納税の今のやり方は、本来の目的を逸脱している部分があるとは思いますが、制度がある以上仕方ありません。しかし、それを有効に使うことはできます。

ふるさと納税で潤った町財政を、給付制奨学金や子育て支援にもぜひ役立てたい。そしてそれを受け取った子供や保護者、そして町民の皆さんに、その趣旨をきちんと伝える。例えば成人式で、ふるさと納税について町の基本的な考えを話し、ふるさと納税について協力を求める等いろんな手段が可能です。そうすれば、佐川で育った子供が大きくなって働くことができるようになったとき、本来の意味での佐川へのふるさと納税も増加するのではないのでしょうか。

またそれは佐川への愛着を生み、佐川に帰ってくる、佐川で暮らすということにもつながってくると思います。そうやって佐川の文化を紡いでいくことが、ふるさと納税を増やし、人口減を最小限に抑え、佐川がますます子育てしやすい町になっていくと思えるのです。

そういう使い方は、子育て支援はもちろんのこと、地域活性にもつながる有効な施策です。それについては、どのようにお考えでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。先ほど、5つの使途がございましたけれども、今現在、一般財源としていろいろな事業に充てているわけですが、今後基金化のお話もさせていただきましたが、既存事業を基金化をいたしまして、その使途につきましては、既存事業もしくは新規事業等の、どういう事業に充てるかということにつきまして、子育て支援を初めまして、そのほかさまざまな事業において、どのような事業に活用するか今後検討させていただく、また煮詰めていくこととしておりますけれども、より寄附者の意思を反映できるような事業に対しまして、充てていきたいと考えております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ふるさと納税には、いろんな可能性があります。それを地域活性に役立てたり、子育て支援に役立てたりすることができます。ただ、

受動的に考えるのではなく、積極的に攻めることによって佐川が変わる可能性があると思うのです。

昨年3月の議会でも、給付式の奨学金制度の導入について提案しました。町長はその時点で、制度の創設は考えないとの返事でした。考えというものは、時間がたてば変わるものです。私は、必要だと思うことは粘り強く何度でも提案し、理解をしていただくことが大切だと考えています。

子供たちが将来、自分に希望を持って生きていけるために、そして親たちの子育ての負担を軽減するために、ぜひ給付制奨学金や奨学金の返還の減免を検討していただきたいと思います。町長さん、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

御質問いただきましてありがとうございます。なかなか大きな、難しいテーマだなあというふうに感じております。

私の話をさしていただいて大変恐縮ではありますが、私の家庭ですね、私の家はそれほど裕福な家ではありませんでした。子供3人いました。子供3人とも中学校のときから奨学金をお借りして、奨学金いただいて大学まで行かせていただきました。その中で、子供3人も育てて大変だろうということで、親戚の方にもいろいろ御援助いただいたというふうに記憶をしております。大変ありがたいことだなあというふうに思っております。私は大学を卒業して仕事をするようになりまして、お借りしていた奨学金は全部自分で一生懸命働いて返済をいたしました。大学するとき、親元を離れて東京に4年間おりましたので、当然生活費もたくさんかかります。親に甘えるわけにはいきませんので一生懸命アルバイトをして、その中から生活をしていくという学生生活も送らせていただきました。

全ての人がこのような生活を送れるというふうには全く思っておりません。ただ、このように一生懸命頑張って、昔でいうところの苦学生という形で大学に通われている方も今でもいます。大学に行けない、このままでは行けないということで働きを始めると。社会に出て働くという方もいます。

大変難しい問題ではありますが、現時点では、町独自の給付制の奨学金を構えるということは、町財政から出すということは考えておりません。ただ、多くの佐川町の方が、いいんではないかというふうに思っただけなのであれば、寄附を募って子供たちを大学

に行かせてあげようとか、給付型の奨学金をつくる、そのために多くの方に寄附のお願いをして、集まった寄附の中から、そういう給付制度をスタートさせるということであれば、それは大変意義のあることなので、考えてもいいかなあというふうには思っておりますが、現時点で、ふるさと寄附を給付型の奨学金に充当すると、それだけに充当するということは考えておりません。

保育料、第3子以降の無料化、医療費、中学3年生まで無料、いろいろな子育て支援をしてきております。高知県内の中で、例えば中山間地域の隣り合う市町村で、その差がついて佐川町のほうがいいから、越知町のほうが安いみたいね、そういうことで自治体を選ぶ、住むところを選ぶっていうのは、私は個人的には余りよくないことだというふうに思っております。

国のほうで、例えば恵まれてる大都市圏では、こういう制度でいきましょ。人口はどんどん減ってる、経済力、財政力指数の弱いところは、少し手厚くいきましょ。そういうことを国のほうが考えてくれたらいいなあというふうに、本当に思ってます。

ただ、ことしから保育料を軽減するということは、佐川町としては覚悟を持ってやっていこうと。将来は、恐らく国のほうで全国一律、地域別はあるかもしれませんが、このような制度をつくってくれるのではないかなあというふうに期待をして、佐川町では覚悟を決めて、第3子以降はもう無条件で無料化をしていこうということを決めました。

全体のバランスを考えながら町政運営をしていかなければいけません。高齢者の福祉のこともそうです。社会資本の整備、維持管理もそうです。いろいろなことにお金がかかります。ですからトータルで考えてしっかりと町政運営をしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ、御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

2 番（坂本玲子君）

町の施策で、例えば医療費の無料化などについては、県などでももっと引き上げを考えているとか、国でもその罰則を少なくするとか、いろんなことがまた考えられています。そういう動きもありますけれども、そういう施策がそういうふうになってきたっていうことは、やっぱり各市町村が、いろんな新しい施策を実施することによって、全国的にだんだんと広がっていると。だから、国がしない

から、それまで何もしないっていうのではなく、佐川町が独自に必要なことをやっていくことによって、国をも動かしていく可能性が出てくると思います。

安心して産み育てることができる町は、子育て世帯が住みたい町になります。現に、子育てを大切に支援して人口増加につながっている町もあります。人口減少を最小限に抑えるためにも子育て支援は有効な手立てです。

佐川から高知市への転出は転入を大きく上回り、その差は年間 60 人以上にもなっています。佐川町の人口が 1 年間で 60 人減少しているのです。県外に転出する子供たちも多くいます。子育てしやすい町ならば、例えば佐川で住んで高知へ働きに行くということも可能になります。

もし、給付式奨学金制度を導入すれば、その施策によって子供たちにも佐川への愛着が生まれます。どの子も等しく教育を受ける権利は憲法でも保障されています。貧しいがゆえにその権利を奪われることのないよう、佐川町でもぜひこれから最大限に取り組んでいただきたいと思います。

1 問目の質問を終わりました、続いて 2 問目の質問に移りたいと思います。

マイナンバー制度の情報管理についてです。

先日の新聞報道では、政府が全市町村を対象にマイナンバー制度導入に関して漏えい対策について調査したとの記事がありました。10 月には個人番号の通知が始まります。そして来年 1 月には、制度開始が始まります。ある調査期間の調査によると、セキュリティ対策が完了しているのは、わずか 8 %であると報じられています。

年金情報の流出問題では、公的機関のセキュリティ対策のずさんさが指摘されています。サイバー攻撃への備えが全くなかったということです。個人情報流出は、さまざまな事件発生の可能性を生みます。年金情報の流出では詐欺の被害が懸念されました。またある調査では、制度内容を知らない人は 4 割に上ります。さまざまな不安を抱えたまま、マイナンバー制度がスタートします。そして、今月 3 日には 2018 年から金融機関の預金口座にも任意で番号を結びつける改正マイナンバー法が衆議院で可決成立しました。政府は、適用開始から 3 年後の 2021 年をめどに義務化することを目指すとされています。

2002 年、住民基本台帳ネットワークシステムが始まりました。さまざまなメリットがあるとされた住基ネットですが、その利用率はどうでしょう。制度が始まって 10 年以上たちますが、住基カードの交付率はわずか 5 %、導入にかかった費用は 400 億円以上、また維持管理に毎年 100 億円以上が必要だと言われています。マイナンバー制度では、導入にかかる費用は 3,000 億円以上とされています。

ところで、佐川町での住基カードの利用率、年間の経費はどれくらいかかっていますか。

町民課長（麻田正志君）

坂本議員の御質問にお答えいたします。まず、住基カードの利用率ということでありますけれど、死亡等により無効となったカードを除いた現在の有効カードの枚数は、193 枚ということになっております。それと、8 月末現在の住民基本台帳人口が 1 万 3,460 人。今申し上げました現在の有効カード枚数 193 枚を 8 月末現在の住民人口 1 万 3,460 人で割った率といたしましては、1.43%ということになります。

続きまして、経費についてでありますけれど、平成 27 年度予算によります運用の経費といたしまして、住民基本台帳カード作成費の委託料、あるいは公的個人認証 4 点セット保守等委託料、それに住民基本台帳カード郵送料など、町民課の予算といたしまして、平成 27 年度予算に年間 20 万計上いたしております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。非常に便利になるということで導入された住基ネットでさえ、わずか 1.43%の利用、ほとんど住民のためには役に立ってないのかなと考えるしかありません。

ところで、このマイナンバー制度のメリット、デメリットは何だと思えますか。

総務課長（横山覚君）

マイナンバーの制度なんですけれども、もう最近新聞の報道でもいろいろと述べられておりますけれども、まずですね、社会保障の分野、また税の分野、災害対策の分野、これらにおきまして公正な行政事務が展開できるということが 1 つ大きなところでもございます。

そしてですね、行政事務においてワンストップといいますか、

1つの書類を出すためにいくつか添付しなければならないというふうな複数の書類が必要な場合でも、そのほかの書類がですねマイナンバーによりまして取得してくる必要がないとか、そういうふうな行政事務の簡素化にもなるわけでございます。大きくそういう状況が、今度このマイナンバー制度によってあらわれてくるというふうに考えております。

2 番（坂本玲子君）

この制度はですね、行政の仕事を効率よくするために、そこも少し疑問ですが、効率をよくするだけで、国民にはそのメリットがほとんどないんじゃないかと。先ほどその住基ネットに対して松浦議員から質問がありましたが、それを防災と結びつけると。このマイナンバーも防災、税、福祉を結びつけると。番号がまた違う。また同じようなことを言うということで、本当にこう、実際にそういうことで動くかどうかということの不安もあります。そこで、けど一番の問題は、情報の漏えいというデメリットが存在するということです。

そこで、佐川町での情報漏えいの対策について、お伺いします。①番号を管理する基幹系システムと、インターネットにつながる情報系システムは分離されているでしょうか。②情報漏れ対策はできているでしょうか。③対策が制度実施に間に合うのでしょうか。その3点について、お伺いしたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。まず、ネットワーク回線についてでございますが、本町ではインターネットに接続しております情報系と呼ばれる回線と、外部から隔離をいたしました基幹系と呼ばれる回線に分かれておりまして、住基データや社会保障、税などに関するさまざまな個人情報を取り扱う町の総合行政システムは、これは外部から隔離した基幹系の回線となっております。今回、スタートするマイナンバー制度も、この外部と分離しました基幹系ネットワークを活用した運用となりますので、外部からの侵入防止の観点からは一定安全性の確保はできている状況となっております。

次に、情報管理の関係でございますが、先般、議員も申されましたとおり、日本年金機構におきまして大量の個人情報が流出するという事案が発生をいたしました。これは機構が使う社会保険オンラインシステムが基幹系ネットワークにあったにもかかわらず、そこ

から個人情報情報を情報系ネットワークに接続した端末に抽出して作業をしていたために発生した事案でございます。このことからわかりますように、ネットワークが情報系と基幹系に分離をされていまして、職員が情報管理の重要性、これをしっかりと認識しまして、適切な運用が行われなければ、情報漏れは起こってしまうということでございます。

情報が流出した場合でございますけれども、その責任等のことにつきましては、故意によるものや重大過失によるものは論外でございますが、基本的には情報が漏えいしないしっかりとしたセキュリティを構築していくことで、その責任を果たしていきたいと考えます。

このため、町といたしましては、支出面や運用面でのセキュリティ対策を強化することはもちろん、職員一人一人における情報セキュリティに関する意識や管理能力の向上を図る研修を開催いたしまして、個人情報保護に関する知識や情報漏えいを未然に防ぐ方法などについて、しっかりと見につけていただく必要があると思っております。

また加えまして、本町では平成 21 年度にセキュリティポリシー、組織内の情報の安全確保、これに対する基本的な方針とか行動指針でございますが、これを策定をしておりますけれども、策定から既に長い期間が経過しておりますので、内容がちょっと古くなっている面もございます。今回を契機にいたしまして、国の該当ラインも参考に見直しを行いまして、今年度中には新しい時代や制度に対応した情報セキュリティマニュアルにリニューアルをしていきたいと考えております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

一旦情報が漏えいしてしまいますと、なかなか取り返しがつきません。ぜひ十分な対策をし、もしもの場合にきちっと責任を取れる仕組み、漏えいしたときにはどうするか、までの手順まで考えていただきたいと思います。

もう 1 点。このシステムには、かなりの初期費用がかかると聞いていますが、佐川町ではどれくらいの費用を予定していますか。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。マイナンバー制度導入に当たりまして、必要となりました経費は主に既存の電算システムの改修に係る費用や住民の方々への個人番号を通知したり個人番号カードを作成し

たりする委託料となっております。

システム改修につきましては、本町では株式会社R K Kに委託して運用しております総合行政システムの改修費用がこれに当たります。昨年度は 1,076 万 6 千円。今年度は 1,867 万 3 千円の支出を見込んでおります。このうち、総務省及び厚生労働省など国からの補助が昨年度は 952 万 2 千円。今年度は 1,450 万 1 千円となっております、町の持ち出し分につきましては、544 万 6 千円となっております。

また、個人番号の通知等にかかる委託料につきましては 475 万 6 千円となっております、こちらについては全額国庫で負担をすることとなっております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。本当に費用もね、たくさんかかるものですので、ぜひ、いいシステムにしていきたいなど。このシステムは、当初は社会保障、税、防災に利用、3年後には税と社会保障以外にも、先ほど言いましたように金融にも結びつけるというふうに聞いております。多くの国民も個人情報を利用され課税が強化されるのではないかと、情報漏れで被害を被るのではないかと、国が全ての情報を一手に握ることになり、危険ではないかと不安を抱えています。

既に介護では、食費、居住費を補足する補足費が非課税なら受給できましたが、ことし8月から資産要件が導入されました。当然といえば当然なのですが、気持ち的には複雑なものがあります。一生懸命働いて食べるものも食べず節約して貯金をした人は収入が少なくてもさまざまな支援がしてもらえなくなる可能性があります。得たお金を貯金せず全てを使うのが今の制度ではベストになってしまいます。

ところがそうなると、例えば病気になったときや失業したとき、すぐに生活ができなくなり生活保護が必要になります。もしものときのために、将来のために、子供たちに負担をかけたくないと我慢してきた人たちが、ばかを見る形にだけはしないでいただきたい。

マイナンバー制度導入で将来的には資産状況、健康状況まで全てが赤裸々になってくる可能性があります。一手に情報が管理されると、漏えいした場合の影響ははかり知れません。マイナンバーの利用目的が広がり、かかわる人や企業が増えるほど流出の危険性は高

まり、穴があいて防ぎきれなくなります。少なくとも制度の拡大は行政の中に限るべきで、民間にまで手を伸ばしてはならないと思います。

アメリカではずいぶん前からマイナンバー制度が導入されていますが、不法入国者のマイナンバーの売買、なりすましで年金等の不正受給などの問題が実際に起こっています。年間の被害総額は5兆円に達しているとの報道もあります。

国の施策ですので、一町村ではいかんともしがたいところがあると思いますが、情報の利用に関しては、個人の不利になることのないう、十分気をつけていただきたいと思います。

3番目の質問に移ります。

昨年7月、総務省から臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用について、の通達が出されました。それによりますと、本当に必要な人はきちんと雇うというのが基本だとの前置きがあり、臨時職員の任用について、再度の任用の場合であっても新たな任期と前の任期の間に一定の期間を置くことを直接求める規定は、地方公務員法をはじめとした関係法令において存在しない。と述べています。きちんとした手続が行われれば、雇い止めは必要ないと述べているのです。

現在、保育職員は毎年1日の雇い止め、何年かに一度1カ月の雇い止めが行われています。現場では非常に困っている現状があります。またそれは保育だけでなく、資格の必要な他の現場でも同様の問題を抱えています。もちろんほかの市町村に比べ、佐川町は現場が困らないようにさまざまな配慮をしてくれています。この通達を活用してせめて1カ月の雇い止めをなくす形にできないでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。臨時職員の再度の任用につきましては、当町におきましては原則1カ月の期間をあけることとしておりますが、人材不足の面、また業務の状況によりましてやむを得ない場合には、これより短い期間により任用をしている現状もございます。

しかしながら、基本的に1カ月を守りながら、先ほど言いましたとおりその職種によって、状況によってその期間が短縮して、その業務がおろそかにならないような対策をとっておるところでございます。

2 番（坂本玲子君）

総務省からの通達もございますので、ぜひそのへん、現場の状況に合わせて御配慮いただきたいと思います。またその通達の中で、任期付職員の任用について、の項があります。任期付職員は本格的業務に従事する者として位置づけられ、相応の給与や休暇等の勤務条件が適応されるほか、3年ないし5年以内という複数年の任期が保障されます。国は、本格的業務に従事することができ、かつ複数年にわたる任期設定が可能であれば、任期付職員制度の積極的な活用について検討されたい、と述べています。

その場合、給与についても、公的な資格を有する者など専門的な知識人材の確保のために、特に必要な場合は昇級や過去の経験を踏まえた号級の決定を行うことも否定されないと述べています。臨時職員を長期に雇用する必要性のある職場、資格が必要な職場があります。本来は、必要である人は、きちっと雇う必要があるのですが、それを雇わず臨時職員または嘱託職員にしている部署です。本来なら、必要な人員はきちんと雇用するのが原則ですが、必要数が変動する職場、または職員定数もあり全てを雇うわけにはいかないでしょう。

ところで現在雇用している臨時職員で専門性が必要な職はどれぐらいあり、何人ぐらい雇用していますか。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。臨時の専門職員の雇用状況でございますが、今、保育所勤務をしております保育士として15名。それから介護支援専門員として2名を臨時職員の専門職員として雇用しております。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。私は常々、同じ仕事をしながら余りの給与の格差に申しわけない気持ちでいっぱいでした。保育所では同じように担任をし、子供の成長に責任を持って仕事をしています。子供の命を守ることに臨時も正職ありません。ぜひ、この任期付職員の任用の形も検討していただきたいと思います。それについてはいかがでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。任期付職員制度につきましても、議員もおっしゃいますとおり本格的な業務、正職と変わらぬような業務をさ

れているというのにつきまして、そういうものについて採用ができるというふうな独特な条件設定もありますが、相応の給与、それから休暇等の勤務条件が適応されますし、また期間的には3年ないし5年以内という複数年の任期を設定できる制度でもございます。

地方自治体の行政運営におきましては、最適な任用それから勤務形態の人員構成を実現するための有効な手段の1つとして認識をしております。しかしながら、職務の内容など現状を十分考慮をして制度を導入するか否かの検討をしていく必要もあると思いますし、また仮に制度を導入する場合、給与、職、定数の問題、先ほど言われたケースなんかもございますけれども、今後解決していかなければならない項目もございますので、また条例を初めとする法令の整備等も必要となつてまいります。

任期付職員の任用につきましては、この同制度の導入につきましては、今少し時間をかけて研究をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

2 番（坂本玲子君）

昨年9月の議会でも臨時職員の賃金の基準づくりを提案しました。研究をしていただくということ、お返事だったと思いますので、ぜひそれも含めて、課題と位置づけて来年度に向けて検討をお願いしたいと思います。

最後の質問をしたいと思います。

プレミアム商品券の販売方法について、です。

先日、プレミアム商品券が発売されました。子育て世帯は非常に喜んでいました。手前に証明書類が届いて期間も長かったので買いやすかった。職員の方の対応もよかったとの声も聞きました。しかし、そんなにお金がないので買えないという方もいました。

お聞きしましたところ、佐川町では32%の方が満額買えないか、全然買えないということでした。本当に必要な方は買えない。若い人たちには余裕がない。そういう人たちに恩恵が届くような配慮が必要ではないかと思います。また、通知は世帯主宛てに届きましたので、祖父母の名前で実際子育て中の人には届かなかった人もいた、ということも聞いております。

他の町村では子育て世帯でプレミアム商品券を購入できない御家庭には、一定の金額を振り込んだということも聞いています。もしもう一度実施することになった場合、ぜひそのへんも考えていただ

きたいと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。プレミアム付商品券の御質問をいただきました。まず、子育て関係でございます。子育て関係の御質問いただきました。50%のプレミアムをつけたものでございます。事前に、御質問のとおり証明はがきをお送りいたしました。これは、本年4月1日現在で18歳未満のお子さんがある世帯の世帯主にお送りさせていただきました。

本来の子育ての方々に届かなかったというのは全く想定もしていなかったのは事実でございます。世帯には、それぞれの御事情もあるでしょうから、世帯主にお送りするのが一番よろしいというような判断のもとで世帯主にお送りさせていただいたものでございます。

また子育て世帯につきましては、おっしゃられたとおり結果としまして1,044世帯のうちで250世帯の方が、24%ですが、購入にはまた来られておりません。また、満額を買われてなかった世帯も77%ございます。子育て世帯にはずいぶん配慮して長期間、期間をとって購入していただけるように、8月1日の土曜日から1週間、8月7日の金曜日までとりまして全員の方に買うていただき、その恩恵を全員の方に享受していただきたいという思いで実施しましたが、こういうような結果でございました。

これから先、次のことはどうかはわかりませんが、よそでは商品券を販売せずにそのままプレミアム部分だけを、券を配ったというようなところも結果として聞いております。いろいろなやり方もあるでしょうが、今回は、これで我々は最善を尽くして、いろいろトラブルもありました。迷惑をかけた点もありましたが、最善をつくさしてやっていただいた結果であったというふうに思うております。どうぞその点を御理解いただき、また新たな機会があるときには、ぜひ皆様の声をいただき、また御指導いただければと思うております。どうぞよろしくお願いいたします。

2番（坂本玲子君）

本当にお疲れでございました。過去に発行されたプレミアムの商品券と違って、今回は非常に関心を持っておられる方が多かったと。そのため企画するほうでも予想不能の状態ではなかったかと思います。一生懸命考えていただいて、今回のやり方になったと思いま

すが、もし、次回があるのであれば、ぜひ、さまざまな工夫をし、なるべく多くの町民が喜ぶやり方を実施していただきたいと。

そういう意味で、どんな不評があったのかなということを聞きましたら、9時からの販売と聞いていて9時に行ったらもう売り切れだった、と。朝早くから並んだが、購入できなかった。予約券を配布したために加熱し過ぎて朝2時ごろから並んだ。また、1人10冊までなのに、同じ世帯の方が何セットも購入できる、と。町民全体に余計わたりにくかったのではないかと。例えば、各世帯1セットに限るとか、町民に限るとか、ネットやはがきを使って購入を希望するのを調査して抽選をするとか、いろんなやり方があると思いますので、私も、一生懸命やってくれたことは重々承知しておりますので、次回やるときには、ぜひそういう声も参考にしながら、よりいい形をやっていただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えさせていただきます。今後、プレミアム付商品券が販売があるようであれば、高知市が行われたように往復はがきで申し込みをしていただき、場合によっては抽選し、結果を返信用はがきで御通知する。この返信用はがきを持参していただき購入していただくようなやり方が一番よろしいのではないかと、現時点では考えております。

そのため、今回残冊の追加販売を予約をしてございますが、このやり方につきましては、この、今申しました高知市方式を取り入れらさしてやっております。今後、いつこういったプレミアムつきの商品券があるようでしたら、こういったやり方を念頭に置いて導入していつてはと思うております。これもあわせていろいろな意見を伺いながら、また質問議員御指導いただきながら進めてまいりたいと思うております。どうぞよろしくお願いいたします。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございました。これで、私の質問を終わります。

議長（藤原健祐君）

以上で、2 番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 午前 11 時 25 分

再開 午後 1 時

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

4 番、森正彦君の発言を許します。

4 番（森正彦君）

4 番議員の森です。質問の前に所感を述べさせていただきます。

今、参議院では安保関連法案が審議されており、その内容は、戦後 70 年守り続けてきた平和国家日本のあり方を変えるものであると思います。細部を言いますと長くなりますので短くしますが、私は、海外にまで行って戦争に加担してはならない、憲法の解釈変更で法を制定すべきではないと思います。この法案は、国家のあり方を変えるものでありますので、正当性があれば、堂々と憲法を改正して制定しなければならないと思います。

知に勝る武力はない、とノーベル平和賞を受賞したマララ・ユスフザイさんは言っています。私も、武力や戦によって平和は訪れないと思います。世界でも、日本でも、大多数の民衆は戦争をしてはいけないと思っています。日本はこれからも戦争をしない国、戦争に加担しない国として世界のモデルになって、これからの世界平和に貢献すべきだと思います。

それでは、質問に入ります。

今回、質問項目を 3 点通告してありますが、その中でまず図書館の件についてお伺いします。

現在、町では図書館整備検討委員会を設置して、図書館の整備について検討をされております。その図書館整備委員会の委員の人数とか検討の内容及び進捗状況、今後のスケジュール等をお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

教育長（川井正一君）

それでは、図書館に関します御質問にお答えいたします。まず、佐川町立図書館整備検討委員会の委員の人数は 10 名でございます。続きまして、図書館整備検討委員会の検討状況について申し上げます。現在まで検討委員会を 4 回開催しております。

第 1 回検討委員会を平成 26 年 12 月 15 日に開催し、正副委員長の選任の後、町立図書館の整備を検討するに至った経緯、また佐川町立図書館の現状、県内の町立図書館の現状について説明するとと

もに、今後の検討スケジュールを承認いただいております。

第2回検討委員会を平成27年3月23日に開催し、町立図書館に求められる機能、役割、施設整備について文部科学省告示であります図書館の設置及び運営上の望ましい基準をもとに町立図書館の現状評価したものを説明し、意見交換をいたしました。

また第3回検討委員会を平成27年7月8日に開催し、現地視察を行いました。視察先は、佐川町立青山文庫、佐川町立図書館、並びに津野町立図書館かわうそ館でありましたが、それぞれ担当者から説明をいただき現状把握することができました。

第4回検討委員会を平成27年8月31日に開催し、まちづくりと図書館と題して、高知県立図書館専門企画員山重壮一氏に講演をしていただき、その後意見交換もいたしました。

今後の予定としましては、第5回検討委員会を平成27年10月に、第6回検討委員会を平成27年11月には開催することとしており、町立図書館の整備方針の検討と決定をしていただくこととしております。以上でございます。

4番（森正彦君）

図書館整備検討委員会は去年の12月15日の初会合を入れて4回の会を持たれたということでございます。その中でですね、設置の基準とか、あるいは現状についてですね、意見交換をされたということをお聞きしました。その内容をですね、例えば、佐川町の図書館は、こんなんであんまりよろしくないとか、もっとこんなのはあるべきであるとか、現状と比べて、そういった現状、図書館の現状について、どういった意見が出されたかをお伺いしたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。主な御意見としましては、やはり図書館の施設全体を含めて閲覧室が狭いこと、また学校図書館との連携が必要なこと、あるいは電子化やインターネットへの対応が必要なこと、また川田文庫の蔵書への対応や図書館の利用状況、読み聞かせの活用状況、また町内の利用者の比率等についての御意見、御質問がございました。以上でございます。

4番（森正彦君）

教育長からの答弁にもありましたが、現在の図書館はですね、開架スペース、本をかける、飾るスペースが狭い、読書のスペースも狭いと。あるいは本を探すのに非常に探しにくい、それから新刊や

学習図書、図鑑、雑誌等の種類が少ないと。ほかにも、挙げれば切りがないくらいで、まとめて言えばですね、現在の佐川町の図書館は最低限の機能しかないという状態であると思います。

最近言われる言葉の中にですね、無料貸本屋といわれる本を貸すだけの機能の最低限しかない、無料貸本屋といわれる図書館に近い状態であると思います。これは、佐川町だけではなくってですね、多くの町村図書館がそのような状態のようであります。

そこで、町立図書館に求められる機能と施設整備についても話し合いがされているようですが、されているかないかまだちょっと十分把握してない部分もありますが、それにしてもですね、求められる機能と施設整備、どのようにお考えでしょうか。お願いします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。平成 24 年の文部科学省告示におきまして、図書館の設置及び運営上の望ましい基準が公表され、その中で、市町村立図書館の望ましい基準が示されております。

その主なものについて申し上げます。まず、施設設備につきましては、図書館資料の開架、閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、資料の検索、リファレンスサービス、集会、展示、事務管理等に必要な施設設備の確保、また高齢者、障害者、乳幼児とその保護者等配慮を必要とする者が円滑に利用できるよう傾斜路や対面朗読室等の施設設備、必要な機器の整備、児童・青少年の利用を促進するため専用スペースの確保に努めるものとされております。これが施設設備面の望ましい基準ということになりますが、御指摘のとおり、なかなか十分な状況ではございません。

次に、機能について申し上げます。図書館資料の収集等につきましては、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を、計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙、及び主要な地方紙、並びに視聴覚資料等多種多様な資料の整備、また郷土資料、地方行政資料の電子化に努めるものとされております。

また、貸し出しサービス等につきましては、貸し出しサービスの充実を図るとともに予約制度や複写サービス等の運用により、利用者の多様な資料要求に応えるよう努めるものとする。

また、情報サービスにつきましては、図書館の利用案内、資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実、また利用者がイ

ンターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の整備に努めるものとされております。

さらに、地域の課題に対応したサービスの提供につきましては、就職、転職、起業、これは事業を起こす起業でございますが、それから職業能力開発、日常の仕事、子育て、教育、健康、医療、福祉、法律等々、地方自治体の政策決定に関する資料や情報の整備・提供に努めるものともされております。

また、利用者に対応したサービスにつきましては、乳幼児向けの図書・資料・情報の整備、提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施、青少年向けの図書・資料の整備や高齢者・障害者向けの大活字本であるとか、展示資料、代読サービスの実施などに努めるものともされております。

また、多様な学習機会の提供につきましては、利用者、住民の自主的、自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、または行政機関、学校、民間団体等と共催して、多様な学習機会の提供に努めるものとされておりますが、先ほど森議員が御指摘されたように、本を貸すということは一定されておりますし、また読み聞かせといったそういった取り組みはされておりますが、それ以外につきましては、国が求める基準はなかなか満たしていないというのが現状であろうと理解しております。以上です。

4 番（森正彦君）

ありがとうございます。十分望ましい機能について知っておられると、わかっておられるということはうれしく思うわけですが、それと比べるとですね、望ましい基準ですから理想に近い形かも知れませんが、それと比べるとですね、まだまだ文教のまち佐川の図書館は不十分。ほんとの最低限の設備と機能しかないという状態であるということがよくわかったと思います。

図書館らしい図書館、それについてはですね、新しい形の図書館が全国にあって注目されております。教育委員会では、どのような図書館を注目されているのでしょうか。お伺いします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。本年 8 月 31 日に開催しました第 4 回検討委員会の講師を務めていただきました県立図書館の山重専門企画員から、全国的に優れた町立図書館としまして御紹介をいただいております。

優れた町立図書館の事例としましては、やはり町全体で力を入れている図書館として運営をしていること。また図書館がやるべきサービスを地道に一生懸命行っていること。さらにはサービスを支える予算をしっかりとつけている、特に資料費が多いこと。また、自覚を持った館長と司書により運営されていること。また設計者も、図書館の設計者ということになろうかと思いますが、図書館サービスを理解し、図書館建築が利用者にとっても、また図書館の職員スタッフにとってもよいものになっていると。こういったものが優れた図書館として挙げられるというお話でございまして、具体的には、滋賀県の愛荘町立図書館、同じく滋賀県の日野町立図書館、北海道置戸町立図書館の紹介があり、私どもとしては今後注目していきたいと考えております。また、紹介された施設以外でも、滋賀県あるいは佐賀県の公立図書館が優れているというお話もございました。以上でございます。

4 番（森正彦君）

まさにそのとおりであると思います。私の調べたところでは、もちろん滋賀県は大変進んでおりまして、多くの、全国から注目される図書館もあります。愛荘町、市川町とか日野町、また最近特に話題になっておるのが佐賀県の武雄市の図書館。これはちょっと変わっておりまして、図書館の中にツタヤが入っておりまして、その入り口にはスターバックス、スタバっていうやつですが、喫茶店ですが、入っておりまして、これは、武雄市は温泉の町ですので、市長がその集客、とにかく人を呼びたいというようなことでこういう図書館をつかったと。

それが非常に成功しまして、多くの人が視察に訪れると。目的は達成されたわけですが、その外向いてだけではなくってですね、そういったことで市民も関心が高くなって、図書館を訪れる人が多くなったと。あるいは、市民の憩いの場にもなっておりまして。気軽に利用する施設になっておることのようです。ここは歴史資料館も兼ねておりまして、武雄市というのは鍋島藩の家老の地で、古いものもたくさん残っておりまして、それを保存しておることのようです。佐川町によく似た、温泉の町ではないですけども、家老の土地であったというようなところで、歴史資料館もあるということですよ。

一方、お隣の伊万里市、これはまた違った形態で非常に注目を集

めていると。これは市民運動でできた図書館で、古い、狭い、使い勝手の悪い図書館、そんなものではやっぱりだめだということで、市民がつくってほしいという大きな運動になって市民がつくったと。年に1回図書館祭りを市民で開催して祝っておるということで、一つの図書館らしい図書館としてのモデルであろうかと思います。

あと、東京都なんかでは、駅前に図書館を構えると。そういうことで利用しやすい、あるいはそこを市民の居場所とする居心地がよい空間ができる、そういったことで武蔵野市なんかはですね、この町に住みたいと、こんな図書館がある町、あるいはこんな憩いの場のある町に住みたいというようなことで、まちづくりにも非常に貢献しておるということのようです。

また長野県の小布施町もですね、まちとしょテラソっていう有名な図書館になっておるわけですが、これは葛飾北斎の愛した町のように、文化、教養の町、これも佐川町によく似たようなそういう長野県では文化香り高い地域のようにございます。ここも、町民が動いてつくったという。

そんなふうに、いろんな図書館が全国にありまして、それぞれ歴史や地域性の中で、目標、ミッションを持って運営をされております。先ほど教育長からも運営のほうについても基準の中にそういったものがあるということをおっしゃってましたが、先ほど、施設や機能について伺いいたしましたわけですが、ちょっと重複するかもしれませんが、役割、町にあって図書館の役割はどのような役割を果たしたらいいとお考えでしょうか、お願いします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。先ほど森議員さんから御紹介がありましたように、今、図書館はさまざまな役割を果たして、従来型のいわゆる貸本屋じゃなくて、言うなれば地域の人々の課題解決を支援し、地域を支える情報拠点であったり、あるいは交流の場としての図書館、そういった動きがあるのは全国的に事実だと思っております。

そういった中で、私どもいわゆる市町村立図書館の役割としまして、基本的なことを申し上げますと、蔵書資料や情報の提供等を通じて子供から高齢者まで多様な利用者や住民の学習活動を支えるとともに、住民や地域が抱えるさまざまな課題解決のための支援や、地域の実情に即したサービスの提供に努める。これが原則であろうかと思っております。こういった中から先ほど紹介いただきましたよう

な多様な図書館が、最近、全国的に広がってきておるというふうに理解しております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

図書館の役割についてはですね、子供から高齢者までということ、私も大きくはですね、図書館は人を育てる。子供からお年寄りまでの生涯学習の場であるというふうに思っておるわけでございます。

本で調べてみますとですね、先ほど教育長の中にも出てきましたが、課題解決型図書館、これで有名なのが鳥取県の県立図書館で、ここは、それを前面に押し出して、起業、業を起こすとか、あるいは結婚とか遺産相続、あるいは離婚とか、たくさんの悩み、課題ある中で、図書館に行けば、そういったものの解決が得られるよ。そういった課題解決図書館として有名なところでございます。そういったことでのサービスも、人を配置してやっておるといようなことも聞いております。

課題解決型の図書館ということですが、ビジネス支援図書館というような機能を持った図書館もあると。それは県立図書館とかいうところが、基本的にはそういったものを充実していくべきというふうに考えますが、ここは佐川町でございますので、町民を育てる図書館、あるいは心のよりどころ、安らぎの場、あるいは知的集合施設、あるいは図書館づくりはまちづくりとしても捉えていくと。同じようなことですが、交流の場、コミュニティ空間、そして先ほど地域の歴史資料の保存、地域の資料の保存、収集等、たくさんの役割が出てきます。

たくさんあって整理がつきにくいので、図書館法ではどうなってるかという、法が対象とする図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理・保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設、とあります。法での言い方は固いですが、人を育てる生涯学習の拠点となることが軸であると思います。

課題解決ということがありましたが、そのために図書館を利用する、困ったら図書館へ行く、そこで本を読むと心が落ち着く、あるいは困りごとに関する情報を得る、そういったことも可能であるということでもあります。

今回、この質問につきましても、県立図書館で図書館に関する本

を、相互貸借をして勉強さしてもらいました。また、孫の自由研究も県立図書館で本を借りました。専門家の本を読むとですね、専門家の知識が詳しく、非常に詳しく得られるわけでごさいます、大変ありがたいことであるわけでごさいます。

相互貸借で県立図書館から本を借りると言いました。また、高知市民図書館も私たち家族はよく利用させてもらっておりますが、今、高知県と高知市の図書館の合築で新しい図書館の建設が進んでいます。県立図書館と市町村立図書館の役割の違いは、どう捉えているのでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。市町村立図書館、県立図書館の役割分担ということでございますが、私ども市町村立図書館は先ほど申し上げましたように、図書の閲覧、貸し出しや読書活動を推進するための読み聞かせ、イベントの開催といった直接的な住民サービスが主となります。ちょっと読みたい本は市町村立図書館で、専門的な調べものは県立図書館となるのが基本であり、まず、住民の皆様には身近な市町村立図書館を利用していただき、それで足りない場合には、県立図書館を利用していただくことではないかと思っております。

特に、県立図書館には、多くの分野にわたる専門図書が充実しておりますので、調査研究に対応といった利用形態があること、また先ほど相互貸借の話もございましたが、市町村立図書館への支援、これが県立と市町村立図書館との大きな違いではないかと思っております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

ありがとうございます。県立図書館と市町村立図書館の役割の違いはよくわかりました。市町村立図書館の役割を明確にすることはですね、施設規模を決定する際に必要だと思います。財政規模の小さい自治体では、さまざまな制約が生じてきますので、身の丈に合った佐川町にふさわしい図書館、あるいは 20 年、30 年を見据えた図書館づくりが必要になると思うわけでごさいます。

県立図書館と連携をとりながら、専門的なものについては県立で、あるいは足りない部分も県立でと、佐川町は身近な図書館として必要なものをそろえていくと。また、支援も県立図書館からしていただくというような形で運営していくというのが市町村図書館のあり方ではないか、いうふうに考えるわけでごさいます。市町村立図

書館の役割の中で、その町が残していかなければならない資料を残すことも大切な役割であるということでありました。

佐川町には青山文庫、川田文庫の貴重な資料もあります。そのほかにもですね、佐川町内で発行している、例えばですね佐川史談会の霧生関や、あるいは町の広報、また板東真砂子さんなど、町にゆかりのある方の本なども残す役割もあるかと思います。

また、佐川町、多くの偉人を輩出していまして、そういった関連図書の収集、開示も必要だと思います。これは青山文庫との関連が出てくるわけではございますけれども、それでもやっぱり図書館に行けば、それなりのものがあるということも必要ではないかと。

地域の資料的なものを残していくと。県外の町立図書館ではですね、地域の資料を徹底して、チラシまで集めている図書館もあるようです。収集して。それがいいかどうかはまた別にしまして、やっぱり地域の資料、子供たちの作品なんかも残すという手もあるかもしれないませんが、そういった検討をしながら残していかなければならないものは残していくということも1つの役割であると思います。

図書館は、人を育てる上で非常に重要な施設であります。また別にもメリットがあると思います。それは、まちづくりだと思っておるわけです。この前、県立図書館の先生もまちづくりということをおっしゃられましたし、武雄市の図書館の市長もまちづくりのためにということをおっしゃられます。私も、まちづくりに図書館を整備することは貢献できるのではないかと考えておるわけでございます。

佐川町は近隣の市町村に比べると、人口減少率が少ない、これは流入人口が比較的多い、そして定住してくれる人が多いということであると思います。これは地理的要件を含めてですね、佐川町が魅力のある町、ある意味で住みやすい、リーズナブルというに似たような住みやすさ、な町であるということではあるかと思います。若者が定住する・したい町の要件の中で、教育、文化というのは、私は重要なファクターであると思います。

若者が定住する上の判断で、教育に熱心な町、文化のレベルが高い町、それを象徴するような図書館がある、こういった要件はですね、定住を判断する上での大きな要因になると思います。よそとの競争だけではなく、住む人の、こういったことで満足度を上げていく教育文化レベル、あるいはすてきな図書館があると。そういった

ことで住む人の満足度を上げていく、あるいはそういったことが定住につながる、若い人たちが定住の場を選ぶということになるんじゃないかと思いますが、そういったことについては、どうでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。定住に際しましては、一般的には住宅あるいは働く場所があること、さらには便利・安心・快適な生活環境などが優先的に考慮されると思われませんが、教育が充実していることや図書館を初めとする社会教育施設が整備されていることは、便利・安心・快適な生活環境の要因の1つではないかと考えております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

図書館整備委員会ではですね、津野町の図書館を視察されたようでございます。その津野町はですね、子育てに力を入れていくということで、そのためにも図書館を充実したいということで、旧葉山村の保育園跡と旧東津野村の旧庁舎を改造して図書館を新しく開設しております。年間の資料費1千万。佐川町と比べると、佐川町は100万を少し超える程度ですから大きな差があるわけでございます。こういったことで、津野町は図書館の充実に力を入れておる。子育てのためだけではないですけども。そして日高村も新築すると聞いています。ここ数年、県内の図書館の充実にに関する情報がばつばつ入ってきておりますが、教育委員会で、どのような情報が入っているか、新築、充実、整備、お聞かせ願いたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。最近の県内におけます公立図書館の整備状況について申し上げます。平成20年度以降で私どもが承知しておる内容となりますので。

まず、四万十市立図書館が平成24年に開館しております。施設面積は約1,200平米で、これは市役所の新庁舎内に併設という形で整備されております。

次に申し上げます先ほど津野町の話ございましたが、次に申し上げます3施設は、これまで公民館内の一部に図書室を置いていたものを、専用の図書館として新たに整備したということで3つ御紹介申し上げますと、お隣の越知町が、本の森図書館を平成25年に開館しております。旧健康管理センターを増改築したもので、施設面積

は 453.6 平米とお聞きしております。また、先ほど森議員が言われましたように、津野町では旧葉山村と旧東津野村にそれぞれ整備しております。かわうそ館、これが旧葉山村になるんですが、平成 25 年に、これは旧保育所を改装したもので、施設面積は 748.39 平米。また同じく津野町立図書館虎太郎館として平成 26 年に旧東津野村役場庁舎の一部を改装し、施設面積 175 平米の図書館を整備しております。

次に、現在建設中の施設としまして、お話にございました日高村の図書館がございます。現在の日高村の図書館は、旧保育所を利用してまして、施設面積は 183 平米でありましたが、新図書館は、施設面積 661.5 平米。施設整備費約 2 億 8 千万とお聞きしております。今年度中に建設ができるというふうに聞いております。

次に、これまで公立図書館のなかった梶原町が、町立図書館の整備計画を具体的に進めております。本年度中に実施設計を完了し、平成 28 年度には建設予定であります。福祉施設との併設で、図書館面積約 2 千平米。このうち、教育委員会事務局が 150 平米、事務局がそこへ入るようでございますので、図書館専用面積としては 1,850 平米ぐらいになるようです。図書館の施設整備費、これはあくまでも現時点でのお話でございますが、約 12 億円程度を予定しておるといふふうにお聞きしております。この整備費も、今後予算で変更になるとは思われますが、現時点では 12 億円だとお聞きしております。

さらに、整備を検討しておりますのが、まず土佐市立市民図書館でございます。現在の図書館は昭和 46 年に建設されたもので、老朽化と狭隘対策として新図書館の建設を中央公民館、市民会館、社会福祉協議会、商工会等が入る複合施設として、現在、基本計画を検討しております。来年度には実施設計に入るとお聞きしております。

さらに、香美市立図書館が、これは昭和 42 年建設の旧郵便局を活用しておるので、現在、新図書館の整備の検討段階というふうにお聞きしております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

県内各地で図書館の建設の動きがあるということのようです。図書館の整備についてはですね、青山文庫との合築案もあります。事務局がですね、十分調査をして、可能な限りの正しい判断ができる

ような情報を収集して持っておってほしいというところであり
ます。

そのためにはですね、視察調査も必要だと思います。先般、津野町へ視察においでたようでありまされども、県外にはですね、先ほど申し述べましたように、施設の運営に対する考え方もずいぶん進んだ図書館があります。先々、後々後悔しないためにもですね、県外の優れた図書館なども視察もすべきだと思います。そういった調査研究視察については、どのような希望を持っておられるでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。今後、町立図書館の整備に向けて、基本計画といったものを検討する段階になれば、ハード、ソフト両面において優れた県内外の図書館の視察は必要になってくると考えております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

ありがとうございます。私が、今回の質問で特に申し上げたいのはですね、整備検討委員会ですね、答申を待つとの姿勢はですね、理解できますけれども、執行部につきましてもですね、十分調査研究をしてですね、このような図書館が町にとって必要であるというビジョンを持つということが重要であると考えますが、いかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。現在、佐川町立図書館整備検討委員会において検討いただいておりますので、予断を持って検討ということになりますと、せっかく図書館の整備に関し意見を聞くために設置したものが、私どもが変な方向にミスリードということもあり得ますので、今の段階におきましては、私どもはフラットな状態で図書館整備の考え方について意見を聞く姿勢でございます。

したがいまして、今後検討委員会が意見が出ましたら、そういった検討委員会の意見を踏まえまして教育委員会としての整備方針を決定したいと考えております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

整備検討委員会がある、と。そちらの答申待ちということですが、その人たちに、皆さんに意見を述べるという手前にもですね、やはりその調査を、視察とかいうのは別にしてですね、いろいろな情報

を集めて、教育委員会の姿勢、方針、方針といいますか、図書館はこうあるべきじゃないかというものは持っていくことも大事だと、フラットな形は、整備委員会は整備委員会で、執行部は執行部で、きちんとした、きちんとしたとまでいかなくってもですね、ありたいというのは持っておくべきではないかと思います。

また、規模の問題なんかも、腹の中では、というか調査をしていて、そこそこのものを持っておかないと、質問とかに答えられないとか、私はそのあたりを特に、やはり十分調査しておってくれということを言いたいのですが、どうでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。検討委員会では、あと 10 月、11 月の 2 回、会の開催を予定しております。その検討委員会におきまして検討いただく、やはり、たたき台的なものは当然私ども事務局で準備せないかんと思っております。

そのたたき台が、ただ 1 案だけを指名するのではなく、例えば新築した場合はどうなのか。当然財政的負担もございますので、そういった、まずは現状の認識については、これまで委員の皆様さまにさまざまな資料提供をさしていただいて、そういった現状認識の中で何が足りないのかということは当然お示しできますし、そういったことを踏まえて考えられる、例えば新築であればこういった機能を持たしたいですねとか、施設規模はこういったものはどうでしょうかとか。あるいはまた財政的なものを考えれば、増築ということも当然考えられますし、また、議会から御提案いただいております青山文庫との合築ということもございます。

そういったさまざまな案を委員会の場でお示しする、そういったものは私どもがしっかり整備してお示ししたいというふうに考えております。

4 番（森正彦君）

そのあたりをですね、しっかり整備してですね、臨んでいただきたいと。整備するとすればですね、多額の費用が必要になると思います。そういったことでも十分調査研究をしていただきたいというふうに思います。

これで、この質問を終わらせていただきます。

次に、健康づくりについてお伺いします。

この質問は、3 月定例会でも質問いたしました。再度質問さし

ていただきます。国の医療保険改革制度が5月27日に成立いたしました。これを受け厚生労働省は個人や自治体、健康保険組合などの健康づくりの取り組みを促進し、膨らみ続ける医療費の抑制に乗り出すようであります。医療保険改革の中で、2018年度には国民健康保険が都道府県に移管されます。これと同時にですね、国保に保険者努力支援制度を創設し、抑制努力をした自治体に交付金を支給するようであります。

交付金の支給要件は今後、国と地方が協議して具体化するようありますが、加入者の健康維持のための特定健診をどのくらい受診させたかや、価格の安いジェネリック医薬品を使って医療費を抑えたかといった点を判断材料にするというようなことのようにあります。

実は、私、今回の国保の改定の通知がきて、びっくりしました。こんなにも上がるのかと。これは大変だと。これ以上国保料が上がったら、よう払わんとなると。通常の生活に支障が出るじゃないかというほど上がっちゃりましてびっくりしましたが。これはもうみんなですね、健康づくりをして医療費を抑制しないと、私たち団塊の世代が後期高齢者になるころには大変なことになる、ということを実感したわけでございます。

そこで、健康づくりは大切だ、もう一度論議したい、ということになりまして、質問をさせていただきます。

町では健康増進計画というのを立ててですね、平成24年度から28年度までの5カ年計画を進めているようです。重点項目が4項目。食生活、そして運動、そして検診・疾病予防、そして心の健康、とライフステージにあわせて課題と対策を毎年とっているとお聞きしています。3年経過していますが、今の計画の成果あるいは実施しての課題をどう捉えているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

森議員の御質問にお答えいたします。佐川町では、平成24年度から28年度5カ年間の佐川町増進計画、それとあわせまして食育推進計画を立てて、それを実行しております。

森議員おっしゃっていただいたとおり、4項目、重点の4項目に分けてライフステージごとに取り組を進めております。この計画をつくった段階では、佐川町の場合、特に糖尿病の傾向が高い方が多い。それから高血圧の方も多いというふうな分析をもとに、そう

いう対策も含めて、計画をつくっております。

現時点で、中間を過ぎましたので、一定事務局のほうでも中間の取りまとめといいますか、そういったものを行っております。ちょっと総括的なことになりますけれども、少し4項目に分けて、現時点で事務局の考えている成果と課題というものを少し紹介させていただきます。

まず食生活につきましては、これは特に集団検診で栄養指導を行ったりとか、あるいは食改さん、食生活推進協議会の皆様、ヘルスメイトの皆様の保育所とか小中学校訪問、こういったものを通じまして、特に、豊かな食ということを念頭に置いて推進を行っております。この間、食育という言葉についてはですね、大分浸透してきたと思いますし、それが大事であるということも認識が広まっているというふうには感じております。

ただまあこの中間に当たりまして、少しアンケートを取っておりますが、特に小学校、中学校、高校生、それからその保護者に対して少し学年を絞ってアンケートを取っています。その中で、少し見えてきたものとしてはですね、やはりまだ少数ではありますが、朝食がとれてない児童生徒、それから、いわゆるバランスが少し悪い、食生活が悪い、少しバランスが悪いというふうな児童生徒も見受けられると。これ、アンケートだけじゃなくて学校の現場の先生の方々からもそういう話が少し上がっております。子供のころからですね、食生活の大切さということを伝えていく、これからですね推進していく必要があるというふうに思っています。

それから運動についてですが、これは、この間、ねんりんピックもありましたが、特にウォーキングイベント、そういったものを中心として少しずつではありますけど、ウォーキングを通じたまちづくりっていうのが、そういった推進しようという機運が高まりつつあるというふうに感じております。

それからもう1つは、これはさくらスポーツクラブさんのほうでなるとは思いますけど、例えばラージボールであるとかそういったものの取り組みも盛んになってきてます。

ただまあ一方で、先ほどのアンケートの話になるんですけども、これは子供だけではなくて大人も含めてだと思えますけれども、運動する方、しない方というか、する子供、しない子供といいますか、やはり外遊びをする子供と、やはり中で遊んでいる子供って

うのが2極化が進んでいるんじゃないかというふうな話もあって、その全体的な運動の習慣づけというものに課題がまだまだあるというふうに思ってます。

それから検診と疾病予防につきましては、これは町内の主要な団体で組織してます健康づくり推進委員会というのがありますが、これ主にその増進計画であるとか食育推進計画の進捗管理も含めてしているわけですが、その各種団体の取り組みを通じてですね、例えば、町と、あと中央西福祉保健所、こういった連携して疾病予防のための研修を受けていただいたりとか、いろいろな事業所単位で血圧測定を継続して行っていていただくというふうな取り組みを進めております。

ただまあ御承知のとおり、その検診の受診率という意味では、低迷といいますか、平成26年度の特設検診の受診率でいきますと、29.67%ですので、25年度からほとんど上がっていないというふうな状況で、これについては今年度、27年度について、それぞれの部署、連携させていただいて受診率向上対策を打っているということです。

最後の心の健康につきましては、これは町の取り組みとしましては、平成25年の1月に、こころの体温計というものを県内で初めて導入しまして、町民の方々のセルフチェックといいますか、啓発も含めて佐川町のホームページのほうに導入したということがあります。

そういったこととか、あるいは学校、保育園等でのあいさつ運動であるとか、そういった、それからさまざまな、こころの健康ですので、例えばお母さんの、産後の鬱の問題であるとか、そういったものですね、保健師等を中心に活動を進めてきております。そういった取り組みは進んでおりますが、全体的に、例えば、自殺対策であるとか、そういった具体的な取り組みは、まだまだこれからであるというふうなことで、一応4点、主要な4分野について、そういった整理を今、さしていただいております。

それから各世代通じてですが、特に高齢者の部分では、平成27年度からはですね、あったかふれあいセンターに町の保健師がですね、定期的にちょっとお伺いさしていただいて健康のお話なんかもさしていただいているということで、新しい取り組みも進めております。少し長くなりましたけれども、健康増進計画、食育推

進計画の成果課題というものの、以上です。

4 番（森正彦君）

3 月定例会で、特定健診の受診率向上について質問をさせていただきました。課長の答弁では、27 年度については目標を設定して取り組むと。その受診勧奨、アプローチの仕方も工夫すると。各種団体にも声をかけると答弁しております。特定健診の目標設定と今までの実績、そして受診勧奨をどのように工夫されたかお聞きしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。特定健診の平成 27 年度の受診率向上対策の取り組みということですが、具体的には、特定健診の受診率 40% というものに数字目標を置きまして、関係部署、健康福祉課、それから町民課、高北病院さん、その 3 課、3 部署が連携をしてですね、具体的対策を講じているところでございます。

具体的には、例えば、6 月、かわせみ、これ終わりましたけれどもセット健診の予約者でですね、実際に受診をされていない方、こういった方々については、かわせみのセット健診は 9 月、11 月もありますので、そういった方々に個別に受診を勧奨にするとか、あるいはセット健診において、がん検診のみの申込者の方についてですね、特定健診の受診勧奨を個別にする。

それから 40 歳、50 歳、これ記念健診対象者といってますけれども、こういった方々に対して、文書を送付したり、あるいは電話での受診勧奨を行う。それから事業者向けといきまして、J A コスモさんの生産部会、あるいはほかの職域単位でですね、受診勧奨を行う。

それから先ほどもちょっと触れましたけど、あったかふれあいセンターでの出前講座を行ったり、その中で受診勧奨をする。それからイベント、高北病院さんの、例えば健康フェアであるとか、あるいは社協さんがやっていますけれども、セカンドライフ夢追い塾、こういったところ、さまざまな各種イベントでの具体的な受診勧奨、お知らせ等やっている。

今後につきましても、セット健診であるとか、この 9 月がもうすぐありますけれども、例えば予約者でですね、9 月のセット健診行かれてない、行かれなかった方については、11 月にもう 1 日ありますんで、そこへ受診勧奨していくとか、そういった具体的な対策を

継続していくということになってます。

現時点での成果ということですが、今ですね、例えば6月でセット健診、かわせみで行っていますセット健診についての実績が上がっております。これは、特定健診ですけど、セット健診では基本健診と言っておりますけれども、これの受診された方が実数で475人。昨年度からは34人増えております。率にしたら、7.7%増加ということです。それから、特定健診の受診率、この40%の目標においたところの7月末時点の全体の実績ですけども、受診率が18.0%、受診者、合計して491人。40%を目標達成のための、これ一応グラフ化しております、各月々どれぐらい受けたら、トータルして40%に届くのかということをやっておりますが、この40%を届くための目標値が受診率21.2%ということで、受診者については577人です。この21.2%とか18%、これの対象者がですね、40歳以上の国民健康保険被保険者ベースとしておりまして、対象者として2,725人ということが分母になっております。この目標値からいきますと、3ポイントぐらい低い状況にはなっております。

今後ですね、9月のセット健診が終わった段階で、どれだけ受診者があるかということも含めて、また年度後半に向けて関係3部署で話をしていくということになっております。以上です。

4 番（森正彦君）

目標値を定めて対策を打っておるようでございますが、現在40%、それに3ポイントぐらい足らなくなるのではないかなというようなことでございます。

担当課のほうでも努力されているようでございますけれども、まだ町民に十分、十分と言わなくても、浸透がされてないと。町民の浸透がまだまだ足りないというふうに感じるわけでございます。健康福祉課については、業務が増えて大変忙しくって、なかなか手も回りにくいとは思いますが。しかし、それでは現状の改善はまだまだ十分できませんのでですね、対策を取る必要があると思います。

第4次佐川町総合計画からですね、第4次から町と住民の協働という理念が入ってきています。私は、これを、この協働という理念が大事だと思います。住民の助けを借りてですね、組織に働きかけて町民の運動として、健康づくり運動として盛り上げていくことが大事だと思います。

健康づくり運動の中で自分の体調を知るということで健診は必

要なわけですが、この最初に言いました健康保険法で、保険者努力支援制度ということで、抑制努力した自治体に交付金が支給されるということでありましたが、健康づくりをしてですね、健康寿命を延ばして医療・介護の費用を抑制していかなければならないということだと思います。

健康づくり運動への取り組みは喫緊の課題でありますので、町民とともに、組織とともにですね、そういった体制、みんなで健康づくりしようよ、という体制を構築すべきではないかと思います。

実は、私の勉強した中でですね、医師で作家の鎌田實さんが『「がんばらない」をいきる』という本がありまして読ませていただきましたが、ここに、長野県茅野市の健康増進の取り組みがあったわけでございます。長野県は鎌田医師が赴任した 1974 年当時は脳卒中の死亡率が秋田に次いで全国 2 位。医療費も高かったようであります。その長野の中で、死亡率が最も高かったのが茅野市だったようでございます。脳卒中は、もし命が助かったとしてもですね、後遺症が残って、その後にはその介護地獄が待っているという状況であったようです。当時は介護サービスがないに等しい時代でございました。

そこで鎌田医師が住民の身になって考え出したのが健康づくり運動だったようです。まず、対象は母ちゃんたちでした。本の目次に「母ちゃんの力で健康づくり」とありました。熱心な女性の家で脳卒中が減ったり、血圧がコントロールできたりして運動が広がり、脳卒中の死亡率がぐんぐん下がったようであります。そしたら、がんの死亡率も下がる。そして平均寿命も 1 位になったということです。

最初は苦勞もあったようでございます。地区の公民館で健康講座をした後の座談会でですね、塩辛い野沢菜の漬け物がお茶受けに出てきたと。今まで話しよったが何じゃったろうというようなこともあったようでございますけれども。

茅野市ではですね、健康増進運動に母ちゃんたちにかかわってもらったと。どのようにかかわってもらったかというと、各集落に 1 年の任期で保健指導員を置いて健康運動づくりを展開したと。キャッチフレーズは、ありきたりの「自分の健康は自分で守ろう」。でも一番大事なことだと思います。これはありきたりではありますけれども。運動の方針を自分たちで決めて実行していく。勉強もする。

1年の任期ですから、毎年毎年健康に対する意識の高い人が養成されていくということになり、成果がどんどん上がったようでございます。まさに母ちゃんのパワー、運動というもののパワーだと思います。

鎌田医師の健康対策は、漬け物や塩漬けの魚をたくさん食べる茅野市の土地柄でございますので、まずは減塩。長野県はそういった塩分をすぐ取り過ぎでおったようでございます。そして血液をさらにするオメガ油を使う。食物繊維と発酵食品で腸の機能をよくするといったことに取り組んだようでございます。この健康づくり運動で平均寿命が日本一になったということでもあります。

この健康づくり方法はですね、現在、41年前と変わっていないと医師は言っております。食生活の改善と、もう1つの大きな要因はですね、これは学者が調べに来たようです。日本一になったのはどうしてやろうと。それは食生活の改善と、もう1つはですね、高齢者の就業率が高かったということのようです。農村ですから、皆がそれぞれの形で農業をしている。体を動かす、頭を使う。そして仲間との集いや旅行の楽しいことがあると。これが生きがいにつながっていったということのようでございます。

話は少しそれてしまいましたが、生活習慣病の予防や健康診断の受診率向上には、やはり住民を巻き込んだ運動にすることが肝要であると思います。例えば、各集落に健康推進員を設置すると。町のほうにもそれに似た健康づくり推進会というのがあるようでございますが、これは各集落ではないわけだと思います。

例えばの話ですが、健康推進員を設置する、できれば女性がいいかと思いますが。そういう視点も必要ではないかということを実施してみる必要があるかと思いますが。

ここで質問ですが、運動としてやはり健康増進活動はやっていけないかと。住民の皆さんとの協働でやっていくべきだと思いますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。健康づくりということで、ほんとに特に町民の方一人一人の運動が継続していくということにならないと、行政といいますか、そういったものでですね、絵に描いたところでなかなか進まないと思っております。

地域に、例えばそういった推進員さんをとということですけども、

そういった考え方もあるでしょうし、今は、例えばその食生活推進協議会の皆様、ヘルスメイトの皆様とか、そういった地域で活動されている方がおいでます。そういったところと、やはりもう少し、連携を密にしてということになると思いますけれども、具体的にどういう取り組みを進めていくかということ、また再度話しをさせていただきながら、またあるいは既存のそういった推進委員会も活用をさせていただきながら、一人一人の取り組みとしてできるように、健康福祉課としても取り組みを進めてまいりたいと思っております。

4 番（森正彦君）

各集落へ健康推進員ということを行いました、そういう方法でなくってもですね、今、課長の言われるように、佐川町にはいろんな組織がありまして、そういった組織の人にお手伝いしていただいでですね、まずは、健診の受診率を上げる、あるいはその自分の健康は自分で守るという意識を高めていく、そういった方法もあるかと思えます。特に、とにかく運動を通してですね、やっぱり健康づくりは進めていくべきであるかと思えます。ほんとに医療保険や介護保険料の料金を低減する。そのためにも健康づくり運動は早急に取り組んでいかなければならないと思えます。

先ほど、あったかふれあいセンターのお話が出てきましたが、町内各地区にですね、集落活動センター、あったかふれあいセンターが整備される予定であります。これらを核にしてですね、地域の協働を進めていけばですね、よい成果があらわれるんじゃないかというふうに考えますのでですね、こういった集落活動センター、あったかふれあいセンターのあり方なんかも地域とともに話し合いを進めていただいでですね、健康増進に取り組むべきというふうに考えております。私たちもともに取り組むべきと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

次に、J R 四国の斗賀野駅と西佐川の駅舎の存続について、お伺いします。

J R 四国は、耐震化のできてない斗賀野駅と西佐川駅の駅舎を、簡易な待合にして便所も撤去したい思惑のようでございます。しかし、町が維持管理を受けてくれば、貸与してもよいということの打診があっているようでございます。

2つの駅ともですね、利用者は比較的多く、特に児童や学生が多

く利用しています。また、多くの人々がこの駅を利用してきました。通学や通勤、そしてこの駅から家族に送られ人生の旅立ちをした人も多いかと思います。また、久しぶりの帰郷を迎えてくれるのも、これらの駅であったと思います。皆それぞれに人生の思いが詰まっているのが、駅の風景だと思っています。いわば、町民にとっては大事に守っていききたい施設であるというふうに思うわけでございます。

J R 四国は、町に貸与してもよいと言っています。町はどのような判断をしているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えをさせていただきます。先ほど、議員もおっしゃられましたけれども、J R 駅舎につきましては、本年度に入りまして、J R 四国の幹部の方が来庁されまして、駅舎の維持方針についての報告がございました。

内容的には、J R 四国におきまして、施設の維持管理経費の軽減が大きな課題となる中、駅舎につきましては合理化を進めていく方針をとることとし、佐川町内の駅舎については、西佐川駅、それから斗賀野駅がその対象になる。内容的には、駅舎については小規模な簡易待合所的な建物として建てかえを行い、トイレについては取り壊しを行い、駅構内には新たに設置せず、今の車両ですね、車両内への設置に切りかえていくとのことでございました。

しかしながら、町のほうでこれらの駅舎の有効活用をするのであれば、駅舎の無償提供する用意もあることから、町において駅舎の利活用について本年の夏ごろ、8月ごろをめどにですね、方針を決めていただきたいという申し出があったところでございます。

町では、これを受けまして駅舎の利活用の方法について、役場の庁議での協議、それから役場職員の提案等の収集、各課長の考え方の集約、両駅舎の内外観の視察、それから各地区自治会長の意見聴取などをさせていただきました。またこの間には、とかの元気村さんからのほうは数回、J R 駅舎はどうなってるのというふうな問い合わせもありましたし、また残す方向への要望書を出してもいいよというお話もいただいております。また、このほか民間の方からですね、西佐川の駅の利用方法を考えていると聞きまして、できれば自分たちで地域の人々の集いの場として利用をさせてもらいたい、借りたいとのお話も寄せられるなど、駅舎への関心の高さが

うかがわれたところでございます。

町では、このような駅舎の利活用方策の協議や意見の集約を行いまして、また町民の方々の反響も勘案をいたしまして、このＪＲ駅舎の利活用につきましては、地域公共交通の待合施設としての整備、また人々の交流の場、地域住民の憩いの場など、公のための利用を考えていく。またトイレは公衆トイレとして改修することを念頭に維持管理の方法について検討を行うという方針としまして、両駅舎はＪＲ四国から無償の提供を受けることとし、具体的な利活用策につきましては、これから検討を行っていくということとしております。以上でございます。

４番（森正彦君）

納得のいく答弁がございましたので、もうこれで、私の意見は終わりたいと思いますが、本当に地域の人たちも駅はどうしても残してほしいというたくさんの意見が私たちにも寄せられております。

今回、このＪＲの合理化案が出たということで、改めてですね、駅というものが私たちにとって大事な施設だということもよくわかりました。この駅についても、今後自分たちの駅としてですね、大事に守っていきたいというふうに考えておりますので、どうぞ、町のほうも御協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、４番、森正彦君の一般質問を終わります。

ここで、３５分まで休憩します。

休憩 午後２時１５分

再開 午後２時３５分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

８番、中村卓司君の発言を許します。

８番（中村卓司君）

８番、中村卓司でございます。議長のお許しをいただきましたので、平成２７年９月議会の質問をさせていただきたいと思っております。

私も、質問の前に、少し所見を述べさせていただきたいと存じま

す。

最近の政治に対する諸情勢を見ますと、国においては、東日本震災による復興の事案、それに伴う原発問題での、再稼働する・しない等々、国と地方自治体との駆け引きが、地域住民とのやりとりなど、揺れ動いている現在でございます。

また、政府が言う集団的自衛権を容認する法制度として安全保障関連法案が提出をされ、武力行使、新三要素の密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福を追求権利が根底から覆される明確な危機がある事態に当たると時の政権が判断をすれば、自衛隊は他国の防衛のために海外で武力を行使ができるという武力行使、戦争への道を開くものということは、明らかに憲法違反であると私は考えており、その道に進んでいるのではないかというふうに危惧するところでございます。

これまでの憲法審査会では、出席を求められた全ての憲法学者が憲法違反だと述べ、安全関連法案に対して反対ということを述べておりますし、さらに、その速やかな廃案を求める憲法研究者の声明には234名が賛同し、各種の世論調査でも反対や、今、国会での成立をする必要はないとの声が過半数を占めております。到底国民の理解を得られないまま進んでいることは明白でございます。

さらに、政界の人たちも、自民党の元副総裁山崎拓さんは、軍事国家への大転換だと述べており、また民主党の顧問、元財務大臣の藤井裕久さんは、日本は間違った道を進む。元政調会長の亀井静香さんは、黙ってはいられない。元官房長官武村正義さんは、強行すれば大きな禍根を残す。自民党の現職であります衆議院の村上誠一郎さんは、戦地に次世代の子供は送らない。

一方、タレントの大橋巨泉さんは、戦争を経験した世代は数少なくなっているが、黙ってはいられない。作家の瀬戸内寂聴さんは、9条に背き戦争お国になっている。あの戦争で死亡した多くの同胞に、御霊に向かって、また日本の兵隊に殺された無数の外国人の人々に、御霊に向かって何とおわびをすべきなのか。殺すのか、殺されるのかというのが、殺すなかれ、殺されるなかれというのがお釈迦様の教えの基本ですとも言われております。

議長（藤原健祐君）

通告にありませんので一般質問に移ってください。

8 番（中村卓司君）

所感を述べるということで述べさせていただいております。

議長（藤原健祐君）

ちょっと長すぎる。通告にないので。一般質問にしてください。

8 番（中村卓司君）

所感を述べるということで言っておりますので、もう少しで終わりますので御容赦をお願いしたいと思います。

このほかにも、高齢者や若い方、女性、男性、政治政党にかかわらず、平等で暮らしよい日本になってほしいという声が多く上がっております。日本人は 70 年前に戦争を経験し、原発の被害も受けた世界でただ 1 つの国民であります。この問題を直視しなければならないと、私は思っております。私たち佐川町民もその中の 1 人でございます。安保法案から目をそらさず、先を見据え、議会でも誠心誠意のこの問題に向かうべきだというふうに思っています。

それでは、質問に移らせていただきます。

この間、議長会の研修会に議員全員で行ってまいりまして、そのときに、講師先生に、私、質問をしたことがございます。それは、その方が、市役所の職員という経歴を持たれておりましたので、そのOBという思いもあって聞いたんですけれども。議会での質問で、好かれる議員と好かれん議員は、どんなんじゃおという話を聞いて、会場は爆笑でございましたけれども。そのときに、嫌われる議員さんというのは、ものすごく勉強をしてよく調べておられ、事務局、役場職員が非常に困るというふうな議員さんが嫌われるそうでございます。好かれる議員というのは多分、言いませんでしたけれども、反対だと思いますけれども。私がどちらに該当するかは、皆様の判断に委ねたいと思います。

さて、質問に、いよいよ本題に入りたいと思いますが。現在の時点で、町長はちょうど折り返しという時点に立っており、佐川町では 10 年の総合計画を立てようとしております。私のきょうの質問、5 つございますけれども、総合計画の中で、どのように展開ができるかという質問が全てでございますので、そういう意味も含めてですね、お答えをいただきたいと思いますし、私のほうからも 10 年計画の中でどのように進んでいくかということの方向性も質問をさせていただきます。

まず 1 問目、上町、歴まちの問題でございます。これは、榎並谷

町長からの引き継ぎで、堀見町長が前町長の方向性と同じような方向で進めていくというふうな、私の、前々回でしたか、前の質問のときにお答えがいただき、そのように進んでいるというふうに承知をしておりますが、観光客の皆さんもおいでた、というふうな話も聞いております。

もう一度、重複をしますが、今までの実績、観光客がどれくらい増えて、町の中でどのようなよい展開があらわれているのか、振興策として実績が出ているのかを、まず、お聞かせを願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、歴まちにつきましてはですね、佐川町歴史的風致維持向上計画に基づいて進めさせていただいております。この計画につきましては、平成 21 年 3 月の 11 日に、平成 20 年度から 25 年度までの事業期間により国土交通省、文部科学省、農林水産省の認定を受けております。その当時は、認定を受けたのは全国で 10 都市、四国で初の認定となっております。

その後、この計画に基づきまして、佐川文庫庫舎の移築とか活用化事業、旧浜口家住宅の買い取り、整備事業、牧野公園整備などに取り組んでいております。

そして平成 25 年 3 月 31 日には、竹村分家の旧竹村呉服店、司牡丹 1 号蔵、酒蔵などの事業を展開するため、事業の期間を 30 年まで延期する変更の申請を出しております。そして、国土交通省の認定を受けております。

そして、ソフト事業の中ではですね、歴まち協議会による広報、啓発活動とか佐川観光協会を中心とした酒蔵ロード劇場などの各種イベントの開催とか、NPO 法人くろがねの会による上町ガイドやひな祭りのイベントといった事業のほか、昨年度移築復元をしました名教館におきましても、町並み探索に訪れるほとんどの方に御見学をいただいているだけでなく、観光ガイド養成研修、高知大学の出前講座や、本年度から町内の小学校から高校生を対象としましたこども論語塾や、住民の方がこれまで培ってこられた知識や経験を生かした自主企画の講座などが開催をされております。

また、牧野公園におきましても、花見事業の実施や地域住民のボランティアによる牧野公園の植栽整備といった一定の成果が出て

おります。ハード事業とあわせた一体的な公園整備を目指しておるところでございます。

これまでの成果としましては、上町の来客数を本年度の7月まで月ごとに比較してみますとですね、毎月約100名ぐらいが増加をしている状況でございます。

また、観光協会の売り上げにつきましても、本年度7月までの売り上げを、昨年度7月までと比較してみましても、約20%ほど売り上げが上昇しているという状況であります。そして販売当初から、お土産の品もですね120種類ほど増えているのが現状でございます。

これに伴いまして、周辺ですね、お土産の販売しているところですか、食事を提供している民間事業者の方におかれましても、着実に増客していると聞いているところでございます。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

着実に町外からおいでのお客様が増えているということで、大変喜ばしいことだと思います。それで対外的に、いわゆる上町、歴まちの事業をですね、対外的に宣伝というか外向けでの発信というのは、どのような方法をとられているのか、またですね、地域住民の皆さんのボランティアで、くろがねの会とか観光協会を中心にしながら活躍をされていると思うんですが、町内の組織の中で、そのほかに協力をしながらやっていたような組織ありましたら、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。情報発信につきましては、町のインターネットとか佐川町観光協会の情報ネットですね、また仁淀川流域の市町村で結成している会議ですが、そちらのほうでもですね、上町関係の情報を掲載させていただいて情報を発信させていただいております。

ほかの組織との連携につきましては、くろがねの会さんはガイドをやっていると思いますが、あとですね、牧野公園の整備についてはボランティアの方々、団体がありますが、そちらの方々との連携により進めさせていただいているところでございます。

8 番（中村卓司君）

大変結構なことだと思います。ますますこの輪を広げるような方

法もとっていただきたいと思いますし、町民の皆さんの組織の、今まで参加をされていない組織の皆さんにも何らかのアピールをしながら一緒にやりませんかというふうなことも進めてほしいし、牧野公園の植栽で頑張っておられるメンバーさんも、大変協力的だという話も聞いております。

そういうような協力できる方の輪を増やしていただきたいとお願いをしておきたいということと、例えば、パンフレットをどこに置かれているのかということ、もう既に置かれているかもわかりませんが、例えば、久万高原町の道の駅とか、それから西土佐の道の駅とか、それから直販でありますサングリーンとか、日高村の村の駅ですか、それから越知の町の駅、ああいったところには割と町外のお客さんが立ち寄るようなことも見ますから、そういった意味で、少しそういう手を広げる、というほうの方法ではなかろうかと思いますので、参考にしていただければ、ありがたいかと思います。

そこで、これからですね、新たにですね、こういう施策でこういう方法も新たにチャレンジをしたいって思いの事業とかハード面、ソフト面でこういうことをしてみたいという計画があればですね、聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。私のほうからはハードについて御答弁申し上げます。27年度、本年度におきましては、竹村分家旧竹村呉服店の修復保存事業の実施中でございます。いわゆる〇久屋敷でございます。耐震設計業務を9月末に完了し、年度末を完成工期とする耐震改修工事を発注する予定でございます。また、10月以降、下半期の事業としまして、昨年度から継続事業でございます牧野公園内の道路整備、これの着手を予定してございます。

来年度以降のハード事業につきましては、今申し上げました牧野公園の整備事業、これを牧野公園の道路整備事業、これは物見岩まで来年度に完了する予定でございます。また、来年度計画があります司牡丹酒造様の1号蔵、それと煙突、これらへの対応につきましては、現在司牡丹酒造様と協議を進めている状況でございます。

なお、この歴まちの事業では御案内のとおり今までに佐川文庫庫舎の移築、旧浜口家住宅の改修、牧野生家の再生、こういった事業を取り組んだものでございます。以上でございます。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えいたします。ソフト面につきましては、先ほど私のほうから答弁さしていただきましたが、事業期間を 30 年、平成 30 年まで延長しておりますので、現在のところ佐川町歴史的風致維持向上計画に沿って事業を進めておりますが、今後ですね、竹村分家旧竹村呉服店の改修の活用計画を含めてですね、上町の全体の観光活性化について各部局との意見調整をして協議を進めているところでございます。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

今までの事業の中で、町並みの景観を壊さないがために改築、新築についての補助事業っていうのが出ていたように思うんですが、それはもう既になくなったのかということ聞かせてもらいたいということと、この間、あそこを歩いておりますと、私は 50 年前にここの家に住んでましたという方にお会いをしまして、というのは、あそこの観光協会のお家です。そこに、転勤族で住んでたという御夫婦が車でおいでまして、車はどこへ止めたらええろうという話になったんで、いや、まあまあということで、はっきりこの付近へ止めなさいということがなかなか言えなくて、自分たちの止めちよったところの名教館のところの少し横に広場があるんですけど、そこに止めなさいやって言ってたんですけど、ああいった形で、即そばへ来られて、駐車場に困っている方が、それだけではなかろうかと思うんですが、近くにですね、何とか 10 台でも 20 台でも止めるようなですね、駐車場のスペースが要るのではないか。かつての町長で、車の乗り入れは禁止をして、歩くため、それがいいんだといった発言をした町長さんもおられましたけれども、やはりそれは、その方もお年寄りだったんで、役場から歩いてくれっていうのもですね、なかなか言えない状態だったんで、そういったその車を止めるスペースというのが考えておくべきではないかというふうに思うんですが、その点も踏まえて、2 つの点をお聞かせを願いたいと思います。よろしくお願いします。

産業建設課長（渡辺公平君）

最初の御質問でございます、以前にやっておったというのは、街並み環境整備事業で外観なんかを修復した事業のことだと思います。現在もこのメニューはございまして、この事業は実施できます。ただまあ補助率が若干低うはございますが、この事業は取り入れる

ことができます。

それと駐車場につきましては、おっしゃるとおりでございます、確かにあそこは歩いて探索していく、上町はそういった歴史的な風致の町並みであるので歩いて探索するっていう意見。それと一方では、近場まで車で来て探索していきたいという意見があるかと思います。やはり利便性を考えた上では、それなりの駐車場も必要であろうかと思いますが、なかなか適地がないのが実態ではなかろうかと思います。以上でございます。

8 番（中村卓司君）

即そのまま駐車場っていうのがなかなか無理だとは思いますが、例えば高知銀行の駐車場とか、平日ですと、なかなかちょっと無理なんですけど、土日ですと車はかなりあいておりますし、それから、事情があつてのことだと思うんですが、前の野口さんのお家の跡が空き地になってますよね。今考えると、それが近いのか。それからもう1つ、かべの歯医者さん、ありましたよね。あそこがどうなってるのかわかりませんが、今は確かいらないと思うのか、誰かが購入したのか、わかりませんが、あそこがあればですね、駐車場にもなるかなということが思われるんですけど、難しいと言わずにですね、何らかの方法をとっていただければというふうに思っておりますけれども、それについてお答えがいただければありがたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えをいたします。駐車場につきましては、以前にも御質問をいただいた経緯がありまして、先ほど渡辺課長も申されましたが、調査をして整備していくということとは、というふうにお答えをさせていただいておりますが、一定ですね、大型バスにつきましては、一時的に乗降場所がですね確保できれば、役場の駐車場との併用で観光客の利便性は維持できるのではないかと考えております。

今後、先ほども言いましたが、上町周辺、かべの歯医者さんの跡ですか、その状況について私もはっきりとした事情は知らないわけですが、そういった空きスペースがあればですね、調査をしてですね、可能であれば、整備をしていくような検討もしていきたいなと考えております。以上です。

8 番（中村卓司君）

ぜひですね、ほんとに前向きに考えていただいて、銀行さんなん

かにも御挨拶をしていただいて、日曜日には使わせてくださいよね、みたいな話をしておけば、地域の人にそのことの声が届いておればですよ、迷っていた観光客の皆さんに、ここはとめていいですよ、それか土日なら観光客オーケーですよ、みたいな看板を掲げていただければ、少しでもそういった不便なところは解消できると思いますので、検討の重要課題にのせていってほしいと思います。

おもてなしをするっていうのは、町外から来られた皆さんには非常に安心そして町のイメージアップにもつながると思いますので、その点をお願いをしておきまして、この質問は終わりたいと思います。

次、道の駅の計画について、質問をいたします。

この質問は、もう何回も、何回も繰り返し質問をさしていただいたんで、もうそれはようないかということもあろうかと思いますが、でも。それこそ 10 年総合計画ということで、入り口に立っておりますから、私の質問、前々回ですか、町長に質問したときに、5 年以内にできるだけ検討を、ということでお答えをいただいております。その点で、5 年以内でっていうお答えで、進展がそのままなのか、まずそれを聞かせていただきたいと思いますと思いますが、よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

御質問いただきまして、ありがとうございます。中村議員の御質問にお答えをしたいと思います。5 年以内というお話をさせていただきましてから、具体的に道の駅について話し合いをしたり、検討をしたりということはしておりません。以上です。

8 番（中村卓司君）

町の皆さんの声を聞くと、だんだんその道の駅がほしいっていう声が大きくなっているように感じます。私も、はちきんの役員でございまして、その中でもそういう声が出て、はちきんでは署名運動を取ろうという話が持ち上がりまして、商工会の永田会長、そして観光協会の大山会長、それぞれの組織の皆さんにお話をいたしました。名前は、少し補助金を町からもらっているというような関係もあって出せないけれども、協力はしようという話はいただいております。現在のところは、はちきん単独で署名運動をやっているのが現状でございます。

その内容の一部を申し述べさせていただきたいと思うんですが、

祝詞いろいろはパスをしまして、要望事項というのは5つございまして、地域活性化の拠点となる道の駅をつくってほしい。地産地消、外商に対する道の駅をつくってほしい。文化・文教の町の発展ができる道の駅をつくってほしい。農業、商業、観光に寄与する道の駅をつくってほしい。防災の拠点となる道の駅をつくってほしい。この5つを上げらしていただいて、署名運動を展開をしているところでございます。期日は9月末ということで、総合計画ができる前にお届けをし、お願いをするという格好になるんですが、5年以内というお答えをいただいておりますので、できるということは、私はそのことを信じておりますし、けれどもこの署名運動というのは、早期にやってほしいという意味も込めて実施をしていますので、また町長に、署名が集まりましたらお届けをしますので、そのときにはよろしくをお願いをしたいと思います。

場所とか、それから内容とかっていうのは、それこそ、まだ5年以内という話をしてからその後、話し合いがなされてないということでございますので、具体的な話がなかろうかと思いますが、実施の方向を向けての概略といいますか、例えば第3セクター的なものを考えたらいいか、一般の企業さんをお願いをするのがいいのか、実行委員会的なものがあるのかというところが、さわりでもお考えでも構いませんけれども、ありましたら、聞かせていただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。去年、昨年度、今年度とさまざまな計画がありまして、かなり、てんやわんやで職員も一生懸命やってくれております。総合計画の策定を2年間やっておりますし、地域公共交通の計画もやっております。昨年度は介護保険の関係、障害者の支援の関係、いろいろ計画がありました。いろいろな角度でさまざまな住民の方とお話をすることもできましたし、いろいろな御提言もいただきました。中村議員おっしゃるように道の駅が欲しいねという声が大きくなってきた。日増しに、どんどん増えてるなあという実感もあります。今年度、佐川町の第5次総合計画ができ上がって、来年の4月から、来年度からスタートを切ります。その段階で、来年度から具体的に進んでいく中で、来年度には道の駅の整備について、検討委員会なのか実行委員会なのか名前はまだ決まっておりますが、具体的に検討を進めていきたいというふうに思っ

ます。

それは、必ずやるということではなくて、しっかりと議論をして、住民の皆さんの思いを高めて、道の駅やっぱり必要だよねということになっていって、より住民の皆さんが幸せになるための道の駅であるという確信を持ててから進めていきたいなあというふうに思ってます。

道の駅をつくることが目的では決してありません。道の駅をつかった上でしっかりと運用されて、地域の拠点となって活用されて、その上で住民の皆さんが、あぁつくってよかったねえって幸せを感じられるそのための施設であることが大事。それが目的だと思っておりますので、ぜひ、いろいろな角度からお知恵をいただきたいというふうに思います。以上です。

8 番（中村卓司君）

道の駅をつくることだけに固執をすると、仏つくって魂入れずということで、失敗してる例はそういうところが多いそうでございます。だから、住民全体がその機運なり、そして中身に携わっていくような方法でなければならないと思いますので、微力ながら私もはちきんの役員、町民としてですね、そういう意味でかかわらせていただきたいと思いますので、よろしく願いをします。道の駅の質問は以上です。

次にいきます。ちょっと早いですが、5つありますので早くいきます。

3 番目の農業関係。3 番、4 番とございまして、まず、農業の基盤整備につきまして、質問をさせていただきたいと思います。

もう土地基盤整備、農業の土地基盤整備というのはですね、もうほとんど全国的に行われてない、ではなかろうかと思います。日本列島改造論というところから、土地基盤整備も含めてですね、始まってずいぶん古くなりました。飛行機で飛んでおって、地上が見えるときにはほとんどが真っ角な土地になって、かえって四角とか曲がった水田、土地っていうのは珍しくなったぐらいの時代でございます。けれども、もう農業の後継者それから農業の基盤、農業をする方向性という方向性すら弱くなった関係もあって、基盤整備までしてっていうふうなことが、そのひとつの、基盤整備ができにくくなった、少なくなった原因であろうかと思います。

そこで、今現在のですね、佐川町の置かれている現状をですね、

少し数字的に産経の課長に投げかけておりますので、数字的なことを現状からですね、今、佐川町がどれくらいの基盤整備ができておって、高知県の中でどれくらいなのか、その数字を少し教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

産業建設課長（渡辺公平君）

佐川町の基盤整備、特に圃場整備の御質問であると思います。佐川町で圃場整備が最後に実施完了したのは、平成 10 年度でございます。斗賀野地区の丁田工区で 5.3 ヘクタールが平成 10 年度に完成しております。あわせて、コスモス農協が事業主体で、西山ハザコ地区 14.4 ヘクタールが平成 10 年度に完了しております。これ以降の実施は全く佐川町ではございません。

また、ここ 10 年間、県下で圃場整備が実施されておりますのは、四万十町で実施されておるということを聞いてございます。ほかには、ないように記憶してございます。現在、佐川町では、先ほど言いました平成 10 年度をもちまして、212 ヘクタールの圃場整備が完了してございます。佐川町の農用地面積 814 ヘクタールで割りますと、26.1%、26.1%が圃場整備が完了しておるところでございます。これは近代の、近代の圃場整備で、戦前の区画整理事業とかいうのは除いた数値でございます。

県下では、何%とかいうのは、ちょっと手元に、調べて見ましたけど、資料はございませいで、30%以上実施されておる市町村が、県下 34 市町村のうちで 11 市町村となつてございます。11 市町村が 30%以上でございます。仁淀川流域で申しましたら、30%を越しておるのは、隣の日高村が 30%以上となつておりまして、その次に佐川町が高い率ということになってございます。県下的に申しましたら、12 番目か 13 番目ぐらいが佐川町の圃場整備率ではなかろうかと認識してございます。

8 番（中村卓司君）

4 番の質問の中でも申し上げたいと思っておりましたが、やっぱり農業後継者が育つためには、農業基盤がですね、非常に大事だと思っております。それと同時にですね、米価が安いという中で、圃場整備のなされていない、車が入らない、トラクターが入らない、田植機が入らない、そういうところはますます放置をされて、荒れていく。耕作放棄地になっていくというふうに思います。

この時期だからこそ、残りの 76%ですか、それをですね、全部と

いうのは無理だとは思いますが、平地の部分で残っているところ、もちろん市街化地区とかいう条件もあるところもたくさんあるんですけども、できるところをですね、やっていくということが非常に大事ではないかと思えますし、ある方に個人的に相談を受けまして、息子がハウス園芸をやりたいんですけど、やる場所がないと。できるだけ角い土地でなければいけないという話も出ました。その方も農業なんですけども、その地元の農業をしている方でさえ、近くにないと。遠くの私の、旧佐川町ではない方なんで、その方が私に御相談があるということぐらい困っているんです。

圃場整備ができておれば、その近くでもということもあろうかと思うんですが、将来、この総合計画もできますから、将来その土地基盤整備ていうような農業の、これからの佐川町の第一次産業の根幹にかかわる問題だと思うんですけど、10年計画の中にどのように組み込まれていくんでしょうか。組み込んでほしいというふうに思っていますけども、そのことに対してお答えがいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

産業建設課長（渡辺公平君）

中村議員のおっしゃるとおりでございまして、農業振興を図っていく上で最も重要な施策の1つが圃場整備、基盤整備であろうというふうに認識しております。

先ほど26%で申しましたが、斗賀野地区では極めて圃場整備率が高うございます。永野地区でもやっております。それと、永野地区初め、斗賀野地区では県営圃場整備、それからそれ以前には構造改善事業等でやっております、斗賀野地区ではもう50%、60%を越しておるような状況もあります。これが施設園芸を支える大きな要素になってきて、現在ニラ等の施設園芸が非常に盛んでございます。

斗賀野地区でもないところでも、例えば、黒岩の山本地区では4.3ヘクタールのみの圃場整備しかできておりませんが、これほとんど全てイチゴのハウス、イチゴ団地になっております。

それからまた県営圃場整備で追加してやりました尾川の入り口の広瀬地区、これ8.9ヘクタールですが、ここには若者がニラとかトマトとかチンゲンサイとかいったような農作物を農地を借りて施設園芸がされております。

やはり、基幹になるのは、圃場整備であると認識しております。ちょうど、もう間もなく柳瀬川の河川改修の概略設計の説明が黒岩

地区で、今月、来月というふうに始まってまいります、これとあわせて、以前から言うておりますように、県営圃場整備ができていくのであれば、斗賀野と同じように共同減歩方式で河川用地としてその土地を購入していただけます。それによりまして、圃場整備の個人負担が軽減されるような事業になってまいりますので、これはまあぜひとも河川改修とあわせまして、圃場整備を実施してまいりたいと考えております。

さらに、黒岩地区では、圃場整備は先ほど 4.7 ヘクタールしかできてないにもかかわらず、若い方非常に定着しております。中野川の流域にも圃場整備が全くされてないところもありますので、こういったところへは防災・減災の事業というのがありまして、道路の避難道路と整備事業とかいうのができます。こういった事業と一体的に進めていくことも必要であろうと思います。

先ほど言われましたように、圃場整備が未完のところには地域の理解、御協力いただきながら、これが最後のチャンスじゃと思うて圃場整備を取り組み進めていき、後を後継者、若い方々がどんどん地元へ定着して、今までと違った、水稻栽培でしたら規模の大きな農業、さらには施設園芸、生姜を初めとした露地野菜、こういったものが展開できるような条件を整えていくことが重要であるというふうに認識してございます。以上でございます。

町長（堀見和道君）

中村議員の質問にお答えさせていただきます。総合計画にどのように盛り込んでいくのかという御質問でした。今、最終、各分野において検討しております。担当から上がってきたものの中に、基盤整備事業という言葉も、検討の中に入っておりますので、恐らく総合計画の中にきちっと明記されて、農業の振興施策として1つの具体的な施策として立ってくると思いますので。まだ確定ではありませんけども、そのように今、検討を進めております。以上です。

8 番（中村卓司君）

ぜひですね、進めていってほしいと思います。斗賀野の圃場整備もですね、結構時間がかかりまして、始まったときからまた壊れ、また始まったと思うたら壊れるという、自分も現役の農協職員であったときに、そういう経験もあります。圃場整備が半分ぐらいいったらですね、もうだっと問題なしに進むんですけど、それでも、それを、事業を進める人というのは大事になってきますんで、当然、

農協の職員さんとか、農協にもですねタッグを組んでやらないかんというふうに思いますので、総合計画のなかに、まずは入れていただいて、推し進めていただくことをお願いをしておきたいと思います。この質問は以上にします。

次、4番目の農業後継者につきまして、質問をさせていただきます。

これは、町長の行政報告の中にもかなり詳しい報告もございました。レンタルハウスとかですね、1年間の補助金といいますか、という形で給料ですかね、そういう形で生活をしながら、後継者の道を進んでいくというふうなことがあったんで、それは大変いいことだというふうに思っています。

そこでですね、そういう点はちょっと省きまして、例えば、今、農業後継者が後継者になっても困っている点というのは、どんな点かなというふうな思いを私なりに考えてみたときに、1つは経営のノウハウ、いわゆる青色申告であるとか、そういった経済的な面のノウハウ、というのがですね、お父さん、お母さんがやってた農家の後継者にもかかわらず、その時代にはそういった数字というのは持ち合わせしてなくて、自分の経験でというふうなことが多かろうかと思います。けれども、後継者として近代的な農業を目指すにはですね、そういった青色申告とか数字的にもですね、フォローをしてあげることが必要ではなかろうかと思います。

もう1つは、技術面です。お父さん、お母さんに教わるか、お父さん、お母さんがいない即後継者になる方もおられるかと思いますが、技術面です。技術面をフォローしていくのは営農指導員であったりする、普及所だったりするんですけども、それは悪口ではないんですけども、十分にその機能が果たせていてないというところがあるのではなかろうかと思いますけれども、役場としてしたら何ができるかなっということになりますと、いわゆる普及所、農協との連携を持ってですね、その技術面のフォローができるような組織を動かせるようなバックアップが必要ではなかろうかというふうに思っています。

それからもう1つ。これは役場の中ではちょっと無理かもわかりませんが、お嫁さん不足というのはですね、農業後継者にとって非常に深刻な問題です。この間、私、個人的に頼まれて、佐川商工会の女性たちと一緒に合コンのお手伝いをさせていただいたんですけ

ども、13 人の女性、14 人の男性、13.5 カップルといいですか、女性が 1 人少なかったんですけども、それが 6 組、とりあえずまとまりました。結婚ではないんですけども、おつきあいをしましょうということになりました。

こういった機会をですね、農業後継者にですね、窓口を開けるような方法がですね、役場でとれないかなと。また役場の中身でできなければ、それなりの組織にお願いするとかですね、JA も 1 回、それをやったんですけども 1 個もまとまりませんでした。いわゆるその側面的なフォローができるかどうかということもですね、農業後継者の問題で、ちょっと協道にそれるかもわかりませんけれども、お聞かせを願えばありがたいかと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えさせていただきます。まず、経営関係の御質問でございます。これは、昨年 4 月から、農業経営は経営改善指導ができる専門の職員を嘱託職員として雇用してございます。農業簿記講座、簿記記帳に基づく経営分析、こういった研修会を毎月開催しております。毎月開催し、大体平均的に 8 名ぐらいが参加していただき、累計で 80 名以上の受講者を得られるようになっております。これで、先ほど申しました青色申告、それに経営のノウハウ、経営分析、こういったことまで入っていき、経営者としての資質を持つような農業者を育てていくように努めておるものでございます。

それから、技術的な指導、これは役場がどうこういうものではないですが、制度としまして、町内にはそれぞれの篤農家、プロがおります。指導農業士としてなってもらっております。これは県の認可が必要なんです、ニラとかトマトで指導農業士がおり、ここで研修を受け、自立して町内で農業を展開しておるというのも、かなり数々になってございます。ほかの作物へもこれからも指導農業士制度を広げ、指導できるような後継者育成ができるような状況をさらにつくっていきたいと考えております。

それとまた四万十町にできました高知県担い手育成センター、このこと連携を図り、昨年度から御夫婦、若い御夫婦が研修に行っておる例もございました。

こういったところと連携していきながら、それぞれ専門の技術指導をやっていただき、佐川町で就農していくということが必要でないかと。またそれを、今 1 組だけですが、さらに拡大をできるよう

に取り組んでいきたいと考えております。

それと、お嫁さん対策でございますが、ずいぶん以前には、農業委員会のほうで、ハッピーライフ事業というのがやられておりました、1組ゴールインされた経過もございます。それ以降、そういった取り組みはないわけですが、我々が考えてやれるとしましたら、それぞれの農業者で集まる組織がございます。先ほど言いました経営分析、経営分析の研修会の参加者、それと町内におります40名の認定農業者、それと16名の青年就農金をもらっておる若い方々、こういった方々を一堂に会して、日ごろの交流会だけでなく、さまざまな娯楽の情報、あるいは情報交換、それから婚活に関するようなこと、異業種との交流とか、こういったところへ深めて行きながら、そういった取り組みができればと思うております。

なかなかこの事務局を役場でやるというのも、なかなかできん場合もございますので、御質問議員にも相談さしていただきながら、農業とか各種の関係の方々とも御協議いただきながら、何らかの形で農業後継者のほうに、うまくできるような取り組みが、ちょっとはつきりこう、もの、よう申さいで申しわけないですが取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、これからも御指導、御鞭撻をいただければと思います。

8 番（中村卓司君）

ありがとうございます。この間お手伝いをさせていただいた、私が参加させていただいた合コン、県の、多分、事業だと思います。県の職員さんからアドバイスを受けながら、地元の女性の皆さん頑張っておられたんですが、そのときに、ねるとんて番組知ってますか。テレビでやりゆう合コンのがあるんですけど、それに、市町村で手を挙げると、テレビスタッフが来てですね、全国的なチャレンジができるという申し込みを今受けてるんですよ、見せる番組が。どこの市町村でも。県に、ないですかね。あのとき県外から来てましたんで、そういうふうな方法もとっていただいたらどうかな、というふうな声がこの間の合コンの女性から出ましたんで、この場で申し上げるのもおかしい話なんですけど、少し思い出したんでつけ加えて申し述べさせてもらって、そういう方法もありますよということを御紹介をさせていただきます。

もう1つ、技術的な面で、地元の農業士の皆さんに指導を農業士の方にやっていただいて非常に結構だと思うんです。それとは事例

は少し違うんですけど、空き家バンクっていうのを今、佐川町なんかでもやっているんですけども、広報の中にも載っておりました。この間の研修会に講師先生がこう言われました。

神戸で空き家バンクやったそうです。市役所の職員がやるというよりも、空き家に関心のある人を募集をさしていただいて、NPO法人をつくって空き家バンクに関する情報で年間 150 万か 180 万か市役所のほうが出して、その人がその空き家バンクっていうことをやっているっていうことで、非常に小回りがきいて評判もいいっていうなことをやってるそうでございます。

それに例えですね、例えて、農業技術の関係をですね、例えば普及所のOBの方、技術を持ってる方とか、いう方があったらですね、その方をお願いをして、専門的にその方にスクールなり、個人レッスンなりするというふうな方法もあるのではなかろうかというふうに思っています。これも、ごめんなさいね、すぐにこう、質問の中にもございませんでしたので、方法もありますと、何らかの方法で、もうちょっと手厚い、後継者に手を差し伸べていただきたいと思いますので、そのこともつけ加えさせていただいて、この質問は終わります。

最後の質問です。ふるさと納税についてお聞きをしたいのは、ふるさと納税っていうのは最初の言葉で、最近では、ふるさとの寄附金みたいな形になってるんですけど、もう初歩的なことで申しわけないんですが、教えてほしいんですけど、このふるさと納税を申告するに当たって、手続方法っていうのがどのように行われているか、インターネットで少し調べましたけれども、具体的に佐川町に来て申請をして、そして物産なりをいただいていくというふうなことになるのかなと思うんですが、具体的に、どうやって何を書類を持って来て、何を申請して、窓口がどこで、インターネットでも最近はやれるんですけど、佐川町が取り組んでいる、具体的にどうやってやりゆうのかを、まず聞かせていただきたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。基本的には、ふるさと納税、うちの今、ホームページ上にその産品等はふるさと寄附ということで並んでおりますけれども、申し込みをいただきまして、それでですね、うちのほうから、受けましたよと、採納いたしますという通知を向こうに返しまして、お金を振り込んでいただきますと、その商品に向こ

うへ送るという格好が原型になっております。

今は、そのふるさとチョイスというインターネットサイトのほうにも登録していただきまして、そこで物をですね、チョイスを選んでいただいてですね、それからインターネット決済のほうでお金を払っていただくという格好になっております。

8 番（中村卓司君）

申し込みは書類なんですか、インターネットなんですか、それから持ってこないかん書類で、所得税決定申告書みたいなものも要るんじゃないですかね。いながら申し込みだけでいいんですかね。それをして今度は、納税したことにうつる証明も出してあげないかんというふうになるのが手続じゃないろうかと思うんですけども。その点もうちょっと少し詳しく。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。そののですね、申しわけございません。事務を、ちょっと私もやったことないので、その原型の形しかちょっと答えができないところです。申しわけございません。

町長（堀見和道君）

じゃあ私のほうから補足説明をさせていただきますが、旧来は、佐川町はインターネットの申し込みできませんでしたので、ホームページから申込用紙をダウンロードして、記入をしてファックスなりで申し込みをしてました。そうすると、受理しましたよって書類が送られてきます。で実際に寄附をすると、寄附受け取りましたよと。いうことで確定申告のときに、この書類を添付して確定申告すると、控除受けられますよってという書類を受け取ることができました。これが旧来のやり方です。

ただ、やはり最近はインターネットの申し込みが大変増えております。またクレジットカードによる決済も増えておりまして、実際佐川町に寄附していただける方から、クレジットカード決済していただけませんか、インターネット申し込みできるようにしてもらえませんかという依頼がありました。それが今、各自治体の申し込みの大半の趨勢になってきておりますので、佐川町でも今年度から、ふるさとチョイスというサイトに佐川町も登録をして、そのサイトからインターネットで申し込みをしてクレジットカード決済を選んで決済をできると、いう形になっております。

今年度から、ふるさと寄附に関しては、確か5つまでの自治体に

寄附を、それ以上寄附をしない場合は確定申告しなくてもいいです、と行政のほうで全部、控除の処理をしますということになっておりますので、実際に、控除の申請書が要る人、要らない人っていうのは、これさまざまになります。ですから、そういう申請書が必要ですか、必要でないですかっていうことも聞いてくるように、その申し込みのときになっておりますので、いろいろなやり方がありますけども、今は旧来の書類による申し込みとふるさとチョイスのサイトを通してのサイトからの申し込みという二通りになっておりますので、よろしくお願いします。以上です。

8 番（中村卓司君）

それでですね、申し込みをする側の町の事情もあると思うんですけど、こちらの町の人が申し込みをしようということを考えた場合に、その税金というのは2つあると思うんです。というのは、所得税と住民税、その分の分をほかの市町村に寄附という形で、その証明書をもらって、うちはそれは構いませんという形になろうかと思うんですけど、佐川町の場合は、住民がよそへやる場合には、そういうのは規定で決まってるんですかね。わかりますかね、質問の意味が。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。それ、佐川町で規定を決めるものではありませんので、国のほうで税金の制度として決めてあるものですから、それは佐川町であれ、越知町であれ、県外の町村、市町であれ、全く同じ制度の中で運用をしています。

8 番（中村卓司君）

すいません、ほとんどわからずに質問をしておりますので、へんてこなことを言うかもわかりません。

それは、すると、所得税でも住民税でも国のことで、減額控除に値するということの2つは構んということと、それと、寄附金とそれから税額控除っていう部分から税金が免除されるという部分になろうかと思うんですが、それは、ちょっとごめんなさいね、基本的なことで、それでいいんですかね。

税務課長（田村秀明君）

お答えします。所得税については所得控除ということになります。それから個人住民税については税額控除となります。以上です。

8 番（中村卓司君）

わかりました。その寄附の金額についてはですね、町長の報告から、にありましたんで承知をしておりますが、ここですね、市町村によって、高知県だけ比較しても、奈半利町とか四万十町とか、ものすごくその多いところと全然そうでないというのは申しわけないですけども、今までの実績よりは多くなってるけれども、金額に大変開きがあるんですが、そのことは何で開くのかっていうことの原因と、それから、まずそれを、どうしてそれほど、まあ言うたらほかの市町村より佐川町が少ないのかっていうこと、あ、ここで少ない、ということがわかったら教えてもらいたいと思うんですが、どうですかね。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。今、6月1日からインターネットサイト、そのふるさとチョイスのほうへ上げてですね、クレジット決済をしたということ始まりまして、非常に多くなっております。それで以前、新聞紙上のほうでもですね、今、室戸市がこの前の新聞では2番目ぐらいに上がっておりますけれども、室戸市もそのインターネットサイトによる申し込み等をしてですね、大きくなったということがありますけれども、もう1つは、非常に種類が多いところですね、そういうところなんかが非常に申込件数が多くなっているように聞いております。

8番（中村卓司君）

佐川町、これインターネット僕も見たんですけど、担当にコピーしてもらってチョイスのページ見てるんですが、二通りしかないんですよ。例えば1万円から3万円までのものと、3万円以上ですか、物の品物のチョイスという形でしか、佐川町はないんですかね。まず、それを。

総務課長（横山覚君）

お答えします。1万円から3万円未満、それから3万円以上という、2つのタイプになっております。

8番（中村卓司君）

これ、よそを見てみますと、もっと大きい金額もあるんですよ。国がこれ決めてこうしなさいというわけじゃないんでしょうから、その差で、その寄附金の金額が量もさることながら、結局人数ですよ。人数が多いと、寄附金額も上がりますよね。町長もみずからの経験で、私のときはそうやった、みたいなことを思いゆうかも

わかりませんけれども。例えば、何十万寄附しても、その品物しかもらえないというなら、もらえる品物が高い単価で、金額をよけもらうということと、数をこなせば、お金がよけ入ってくるということの計算が成り立つと思うんですが、佐川町は、少ない金額で、上限というか、3万円以上で書きちゅうけれども、それを10万円以上でなんぼとかいうとか、牛1頭とか何とかいうがにものすごい金額をつけちゅうところもあるやないですか。そういうふうな金額的なことを工夫すれば、ずっとこう入ってくるような気がするんですが、私の考えが間違うちよりますかね、そこらへんを教えてください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。なかなか難しい質問ではありますがけれども、間違ってるとは言えませんが、何が正しいか間違っているかっていうのは難しい問題ですので、私の考えを述べさせていただきます。

この返礼制度っていうのが始まったのが、ここ4、5年だと思いますが、佐川町で始めたのは昨年度からです。私が県外にいまして、佐川町に寄附をさせていただいたときは、そういう決まった返礼制度っていうのは特にありませんでした。

今、3万円以上の御寄附の方はこの中からお選びくださいという場合でも、10万円寄附いただける方もいますし、さらにそれより多い金額を寄附いただいて、じゃあこの商品をとという形で選ばれる方もいます。今、特に問題になっているのが、例えば600万円寄附したら牛1頭返礼しますよ、とかですね、そういう高額なもの、もしくはパソコンを返礼品として送りますよとかですね、その地域の活性化とものすごく乖離している、もしくは、高額すぎるんじゃないのっていうことが、すごく問題になってます。

あと、例えば、佐川町が基本的に寄附をしていただいた額の半分の金額相当のものをお返ししましょうと。最大返してもそのぐらいでしょう、ということで、それ以上の返礼品を返すことは制度上設計しておりません。

ただ、自治体によっては1万円の寄附に対して1万円近いものを返礼品としてお返ししているところもあります。そうすると、町には財源として全く残らないという状況があり得ます。送料もかかります。で1万円の寄附いただいて、仮にこんなことはないと思いま

すが、1万2千円のものをその地元から買ってお送りすると、マイナスになってると。計算上はそうなります。そこは、3万円の寄附をしていただいた方に2万円の返礼品を送ろうとやっているところも自治体あります。けど佐川町は、3万円の寄付に対しては1万円相当ぐらいの物をお返ししようということで、余り過度なお返し合戦にならないように、佐川町はできるだけ地元の物を地元出身者の方で寄付していただいた方、また佐川町のファンで応援していただいている方にお届けしようということでやっておりますので、すごく、じゃあ、寄附額が伸びてるから、すばらしい取り組みをしてるとか、すごく広報を頑張ってるとか、額が少ない自治体が全然頑張っていないとか、その一律の基準で判定できないもんですから、そこは非常に難しい問題だというふうに思っておりますので、そういう制度なんだということをまず御理解をいただきたいなと思います。以上です。

8 番（中村卓司君）

2008年に始まって、今ここに持つてるのは2013年の数字を持つてるんですけど、当時始まったのは、いわゆる東京とか大都会へ出て行ってる地方の方が自分の出身地に税金を落とすことによって、地域の活性が少しでもお役に立ったらいいというて、ふるさとへという意味で発生をし始めたんですけども、だんだんだんだん、町長がおっしゃられるとおり過当競争みたいになって、合戦みたいになってるというのが事実だと思います。

私は、そんなもっとよけになったほうがいいというふうにあえて申し上げましたけれども、中身を考えたら、赤字になっちゃうかもしれないということも可能性もあるというふうになってるんですけども、それでも、産地間競争といいますか、ある程度もらってこんど、今度は一方出るばかりになるとですね、佐川町マイナスですので、そのこともやっぱりその渦中の中に、制度の中における私たちとしては、承知の上で活動していかないかんと思うんです。

そこで、坂本さんの質問の中にですね、少し触れたことがあるんですが、子育て支援のためにふるさと納税をつていう話もあった中で、町長は、それは特別な寄附とかいう形でやっていったらいいかなっていうふうなお答えをいただいたと思うんですが、よそはですね、比較的それをやってるんですね。やってるといえるのは、ふるさと納税をしていただくために、個性のあるコンセプトをつくて、ああ

それやったらふるさと納税をしようかな、っていうふうな触れ込みをしゅう町村がいくつもあります。

そのがを調べてみますと、トップテンがありましたけど、全部よう把握しておりませんが、第1番を少し紹介をしてみますと、難病のI型糖尿病の子供たちを治す研究のための寄附金、これトップ。で、ふるさと納税がくる。そのフレーズで。2番目がね、明治日本の産業革命を支えた世界遺産のプロジェクトのための寄附金を下さいと。いうことがこんなことがいっぱい載ってるんですよ。北斎美術館、あの絵を描いた北斎、美術館を開設されるための支持のためのふるさと、こんなのが載ってるんですよ。

坂本さんのお答えの中で、この中にもあるんですよ。使い道が選べる佐川町もあるんですよ。けど、それでは、いわゆる集まりにくいていうところにもなっちゃあせんろうかという思いがあって、例えば、佐川町では、牧野公園を、牧野先生の整地を整備をするためのふるさと納税、みたいな個性をものすごく生かしてやるようなコンセプトを書いてやるというのを、方法ではなかろうかと思うんです。

坂本さんの言った、子育てのためにっていうこともコンセプトに入れば、それでもいいんですけども、そういったような方法で考えることのお考えはないのかですね、町長は答えそうなけど、まあまあ、答える方で構いませんけれども、お答えをいただければありがたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。おっしゃるとおり、どのような目的に使わせていただきたいというすごく特徴的な事例を挙げて、ぜひ佐川町を応援してくださいということは、大変素晴らしいことだというふうに思っております。

実は、牧野公園の整備にということも役場の中では話し合いをしています。せっかくの機会ですので、話をさせていただきたいと思いますが、私はできるだけ、佐川町出身者の方、で町外、県外に行かれてる方、きょうも傍聴に来ていただけてますが、子供さんやお孫さんが県外に出られてる方もいらっしゃるんじゃないかなあというふうに思ってます。佐川町出身者の方に、ダイレクトに佐川町のふるさと納税のことを何とか届けられないかなあって思ってます。

佐川町出身者の方に、返礼品として佐川町の懐かしいお米、懐か

しい味のお米をぜひ食べていただけませんか、ふるさと寄附でぜひ佐川町を応援してくださいというようなことを、佐川町出身者の方にダイレクトにお伝えしたいなあと考えてます。そのためにも、住民の皆さんや自治会の皆さんに、ぜひ御協力をいただいて、息子がここにいるよとか、孫がいるよと。例えば、今SNSとかですね、フェイスブックとかを含めてSNS、あと携帯電話のメールもありますので、どういう形でダイレクトに伝えられるのか、その手段をぜひ教えてくださいっていうことを、これから、ちょっと進めていきたいなと考えてます。

で、その中で、佐川町出身者の方に、佐川町をできるだけ幅広い応援をしていただきたい。これまだ確定はしておりません。例えば1つ、よく話に出てくるのが防犯灯の電気代。今、各自治会さんで電気代に関しては使用料に関してはお支払いいただいておりますが、全ての住民の方が自治会に入っているわけじゃありません。入っていない方が多い自治会もあります。そのことで不公平感があるというふうにお話を聞くこともありますので、例えば、佐川町出身者の方にダイレクトにお伝えをして、わかったよ、ふるさとを応援するよって言って寄附していただいたお金を防犯灯の電気代に全て充てるとかですね、それも自治会の費用負担ではなくて、町が負担しますが、ふるさと寄附でいただいたお金をその電気代に充当させていただきますと。それを、ふるさと佐川町を盛り上げる大きな仕組みにできないかなあ、と考えてます。

佐川のお米を届けたい。学校給食のときに飲んだあの吉本牛乳の地乳、あの懐かしい牛乳を届けたい。町外に出てる佐川町出身者と佐川町がほんとにいろんな形でつながる、そういう取り組みを、このふるさと寄附という形でやりたいなと考えてます。

いろんなことを今考えてます。どういう目的で使わせていただくかということも含めて、いろいろ考えてます。ですからぜひ、こんなアイデアがあるよ、こんな物を返礼品として扱ったらどう、っていうすばらしい御提言、知恵があればですね、広く、多くの方々から知恵をお貸しいただければなあというふうに思っておりますので、町全体の取り組みになればすばらしいんじゃないかなあと思っています。ぜひ、御協力をお願いしたいと思います。以上です。

8 番（中村卓司君）

このふるさと納税っていう事業が、こう、だんだんだんだん発展

していったですね、例えばそのインターネットの佐川版、宣伝版みたいにもなる可能性でもあるんですよ。みんなが見るから。例えば携帯電話でも、最初は携帯電話だけのツールじゃったけど、カメラが出たり、計算機が出たり、形としては携帯電話ではない機能をどんどん膨らまして、大きい形に変わってますよね。そういう意味でも佐川町の窓口としてのこのふるさと納税のことが発信ができるかもしれないですよ。発展的に考えれば。

ただ、町長の言うように、基本的には、ふるさとを思う心を大事にしなごらという意味もあろうかと思ひますけれども。ぜひ、それと重ね合わせて、両方が発展するようにお願いをしておきたいということは申し上げておきます。

時間が大分過ぎてきましたけれども、もうちょっとお聞かせを願ひます。今度はですね、送る側ですよ。送る側で、定期に、送るというのは品物ですよ。定期に決まってる、例えば、例を出しますと、司牡丹とかそういったものは、もう大体お金っていうのは定期で決まっていますけど、農産物でいきますと、割とその変動があったりですね、金額が違ってくる場合があつて、品物を買っていただける、農産物やったら農家のほうも感謝の気持ちを持って、少々損してもええわよというのは大事ながですけど、そこのへんの価格を決めるのに、どういった計算定義があつて決めているのか、産業建設課で多分決めれると思うんですけども、どういうふうに、金額は決めてるんですかね。

産業建設課長（渡辺公平君）

ことしから始めておりますお米、米についてちょっと事例申し上げますと、30キロの玄米を農家から、30キロの玄米1袋8,500円で買おうから始まっております。それと、よその例のふるさと納税の返礼の場合の事例を、5千円相当で見ていった場合には、大体が10キロのところが一般的でございました。

佐川町の場合は、6キログラム入りの袋を2袋で12キログラムを5千円相当として販売していく。結局30キロの玄米でございしますので、これを精米をしていったら、95%で28.5キロ出てきます。12キロを5千円でしていきますと、5千円2つで24キロで1万円になりますので、1万1,500円から1万2千円近くになります。

すなわち、8,500円が農家のほうに渡りますので、経費として、3,500円余りを経費として考えないきません。手数料あるいは検査

料、精米料、箱代、袋代、こういったものに当て込んで、農家のほうに 8,500 円いく。納税者のほうには 5 千円相当として 12 キロ、6 キログラム 2 袋のお米をお送りする、こういったシステムです。

こういったことが、さらに拡大していけば、先ほどの農業振興ではないですが、なかなか直に玄米を売りさばいても、値段は 4 千円、3 千円と非常に厳しくなっちゅうのが事実です。こういった制度を取り入れていきながら、圃場整備をやって、集約化を図って、規模拡大を図るような営農ができれば、十分成り立っていく可能性もあると思いますので、非常に、このふるさと納税については地元を愛する方々にかかわっていただき、地元の農業振興、地域振興に大きく貢献していただけるものと期待しております。

ちょっと、質問以外のことまで答弁しましてまことに申しわけございませんが、以上でございます。

8 番（中村卓司君）

あのね、お米が売れて、農家がお米で採算、生活ができるように売れば、それは最高いいんですけども。現実には、なかなかそうはいかないと思うんですが。お米以外にも梨とか、それから梨も載ってますし、栃木県ではとちおとめというイチゴが生産されております。それがすごい人気で、評判がいいとかいう話も聞きますし、佐川にもイチゴがありますし、ニラをね、どっさり送ってくれというのものもあるかもわかりませんけれども。そのほかにもいっぱい品物があると思うんで、ひとつ生産組合なりですね、担当のそれぞれの立場にある方と、そのへんの詳しい打ち合わせをしながらですね、佐川の窓口、佐川の品物が先ほど言ったインターネット的なふるさと納税の窓口によって、よそに知らせていくという方法が必要であろうかと思いますので、ぜひですね、頑張ってもらいたいと思います。

最後にですね、先ほど言った研修会でもう 1 つ質問をしました。というのは、全部、こういった事業をやっていただけるのは地域の皆さんももちろん協力せないかんけれども、役場の職員さんがその核となって中心でやっていかないかんというふうに思いますということで、その方が最初言ったように役場の職員の O B さんだったので、市役所の O B だったので、ちょっと部下も何十人も使ってたらしいんですけど、元気になるため、役場の職員さんが元気になるために、ええ方法があったら教えてくださいって質問をしたんです

が、そのときの答え、答えにはなりませんけどもということで答えていただいたのは、その人が課長かなんかのときに、部下に、全員に10万円を与えるので、どこでも視察でも勉強会でも行ってこいと。そのかわり文書で全部報告を出せということで、そうすると、3分の2の職員さんはそれに答えて視察に行つて報告書を出す。3分の1はやっぱり出さん人もおると。けれども、そのことによって、3分の1が頑張りよつたけれども、もう3分の1も頑張れる段階にレベルアップがした、いうふうな話もしておりました。

こんなことをせえというわけではないですけども。町長の言われる、だんだん役場の職員も元気が出てきて、この間も、全員協議会でも御礼を言ったんですけど、ここにできた資料もですね、ずいぶん詳しくできておりますし、職員さんもちっと目の色が変わってきたかなあと。挨拶も大分できるようになったかなと。それでだんだん役場の雰囲気が変わっていつてると思いますので、この波をですね、止めることなくですね、前進していただきたいということを、この場からお願いをいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、8番、中村卓司君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定いたしました。

次の会議を、8日の午前9時とします。

本日は、これで延会します。

延会　　午後4時5分

